

# 小右記訓読稿 第三編

松原 輝美

## 古日記輪読会

大原 一輝 高田 英雄  
蓮井 宣昭 松原 一義  
池下美代子 井川 昌文

## 凡 例

- 一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特に異論がない限り、その推定に従った。

一 大漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 小また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにはほぼ仮名書きに改めた。

- 一 惟〓これ 是〓これ 之〓これ 其〓それ 厥〓その 夫〓その
- 一 抑〓そもそも 弥〓いよいよ 各〓おのおの 天交〓こもご
- 一 傾之〓しばらくして 小選〓しばらくして 少選〓しばらく
- 一 くして 少時〓しばらくして 小時〓しばらくして 良久〓やや久しく 且〓しばらく 暫〓しばらく 忽〓にはかに 尚〓
- 一 なほ 猶〓なほ 太〓はなはだ 一向〓いつかう 聊〓いささ
- 一 か 白地〓あからさまに 奉為〓おほんため 許〓ばかり 嗟呼〓ああ 宛〓あたかも
- 一 小見出しは、「」を付して示した。「」の取替わりより
- 一 割り注は、へゝを付して示した。
- 一 人名の傍注は、（ ）を付して示した。
- 一 年月等を補う時は、へゝを付して示した。
- 一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□：□（二字以上）のような形で示した。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

長保六年秋冬へ改元寛弘元年秋冬

七月一日、癸未。東宮属ム丸<sup>(1)</sup>今日御読経結願の由を告ぐ。而るを物忌に依り参入することを得ず。左中弁（藤原説孝）美福門の損色文<sup>(2)</sup>を持ち来る。即ち奏聞せしむ。明日祈雨使へ丹生<sup>(3)</sup>・貴布祢<sup>(4)</sup>立つ。内大臣（藤原公季）行事すと云々。

（令宗）允亮朝臣<sup>(5)</sup>法家の□□を談ずる次いでに云ふ、「推問使<sup>(6)</sup>（藤原）孝忠朝臣<sup>(7)</sup>温病を称して下向すべからず。重料に処せらると雖も使節を勤むべからず<sup>(8)</sup>。これに依りて申請の事を理られず<sup>(9)</sup>」と云々。

帥（平惟仲）芹を両府（藤原道長・同顕光）に献じ、又妻の三位（藤原繁子<sup>(10)</sup>）御所に候す。内外の謀略はなはだ高く、如今神威無きに似たり。亦（平）生昌朝臣左府の命を承り逐電鎮西に向かふと云々。何事なるかを知らざるも、疑ふらくはこれ早に上道すべきの由か。時人奇とす。或近習の納言（源俊賢<sup>(11)</sup>）合力すと

云々。

三日、乙酉。早且読経僧云ふ、「左府去夜より俄に重く煩はる」といへり。次いで相公（藤原懐平か）示送して、「□日子の剋ばかり霍乱の如く悩まる」と云々。午の剋ばかり参内す。宣旨□□左中弁に給はる。中納言（藤原）齐信・（藤原）隆家、参議（藤原）有國・（藤原）懐平参入す。相俱に左府に参る。左府左頭中将

（源経房）を以て言ひ出でられて云ふ、「子丑の剋ばかりより霍乱の如く病悩し、嘔吐隙無きも、今の間嘔吐止む。然れども心神極めて悩ましく、無力殊に甚し。仍つて相遇ふこと能はず。はなはだ恐れ申す」といへり<sup>(12)</sup>。しばらくして帰り畢んぬ。式□□□

寛弘二年春夏

正月 寛弘二年正月一日、庚戌。夜雲収り、天顔明。鶏鳴天地四方・属星・諸神・墓を拝すること例の如し<sup>(13)</sup>。巳の刻以後六出<sup>(14)</sup>霏々。

「小朝拝<sup>(15)</sup>の事」 申の刻□参内す。諸卿殿上に候するの由陣官申す。仍つて更めて仗座に着かず、殿上の方に参る。諸卿靴を着け、射場殿を徘徊す。左大臣（藤原道長）以下へ左大臣（道）、右大臣（藤原顕光）、内

大臣（藤原公季）、大納言（藤原）道綱・（藤原）懷忠、中納言（藤原）齊信・（源）俊賢・（藤原）隆家、参議（藤原）有国・（藤原）忠輔・（藤原）行成・（藤原）正光、三位（平）親信・（藤原）兼隆、御前に進み、仁寿殿の西階の下に列なり立ち（雨儀。北上）、侍臣南廊の壁下に列なる（西上）。所狭く人多し。五品拜舞に及ばずして退出すといへり。即ち暫く殿上の侍所に候し、左大臣以下相引きて左仗に移り着く。此間中納言（藤原）時光、参議懷平参入す。式部大輔（菅原）輔正参入せず。

〔節会〕

左大臣雨儀に改むべきの由権左中弁（源）道方に仰せて、諸大夫の座春興殿<sup>106</sup>に移す。左右近陣平張を立て、庭標宜陽・春興等の殿に改め立つ。右大臣左府に触れて云ふ、「膝下恙有り<sup>107</sup>、謝座の間堪ふべからざれば、奏聞せらるべし」といへり。即ち諸司奏内侍所に付すべき事、並びに右大臣奏せしむる事、左頭中将（源）経房を以つて奏聞せしむへ諸司奏の事は諸卿相議し奏せらるる所なり。雪降り隙無し。仍つて御曆奏<sup>108</sup>の道便無きかと云々。延喜の間雨儀有り。これを尋ぬべし。勅答に云ふ、「諸司奏内侍所に付すべき事。右大臣列に候すべからざる事等請に依る」と。此の間南殿に出御。左大臣座を起ち、御所に進み、しばらくして退帰

して云ふ、「咳病発動して候すべからず。仍つて退出す」といへり。更めて仗座に着かず早に出づ。気色を見せしむるに<sup>109</sup>、右府陽病と称するも、腋より参上すべし。仍つて退出する所か。一兩の卿相云ふ、「右大臣小朝拜に候し、己に恙なきを知る。而るを今恙有るの由を奏するは、然るべからざるか」と。左頭右大臣に仰せて云ふ、「内弁を奉ずべし」といへり。右府余を招きて云ふ、「所労有るの由を称す。而るを又更に内弁を奉仕すべきの由を仰せらる、之を為すこと如何。又今日の次第若し懷紙に注するか、授くべし」といへり。其の実有りと雖も、身に随へざる由を称す<sup>110</sup>。

余云ふ、「膝下恙有るの由を奏せらる、内弁謝座するは如何。今一度奏せらるべきか」と。諾さる。右頭中将（藤原）実成を以つて奏聞せらるるも、天許無し。秉燭内大臣以下外弁に出づ。雪止まず、仍つて笠を執る。節会の儀恒の如し。但しいまだ一献に及ばざるの前本殿に還御す。余警蹕を称す。左大将（公季）早に出づるに依るなり。春宮大夫（道綱）・民部卿（懷忠）・左兵衛督（藤原懷平）等還御以前に出づ。二献。御酒勅使に仰すへ内弁云ふ、「御所に進みて奏聞の後召仰すべきか」と。其の説有りと雖も然らざるの由、かれこれ答ふるなり。仍つて直ちに之に仰す。召仰せの後、国栖奏<sup>111</sup>甚だ懈怠し承明門の壇上に於いて立楽おのおの一曲を奏す。内弁今一曲を奏せしめず。夜に入るに依る。内

弁南殿の北庇を融りて宣命・見参を奏す。帰退の後廊下に於て見参を返し給ふ。外記宣命を執りて参上し、右大弁（行成）に給ふ。諸卿宜陽殿に列るも、右大臣列に立たずして退出す。宣制の後本座に復し、後祿所に就く。右少弁（藤原）広業・史等祿所に在り。今日弁・史祿所に向はざるは、失なり。中務の所行なり。亥の剋ばかり退出す。後日聞くに、所司奏内侍所に付すべきの由仰せられずと云々。外記奇と申すといへり。

寛弘二年正月二日、辛亥。雪積地に二寸ばかり。雲上の人々来るも、相逢はず。明日其の儲け有るに依る。束帯の間頭中将（実成）来るも、相遇ふこと能はず。未の剋ばかり左府に参るに、諸卿直ちに着座。後内府参らる。雨湿に依り拝礼無し。盃酌数巡の後牽出物（馬一匹）・隨身の祿（将監二疋、自余一疋）等有り。左府盃酒の間牛を与ふべきの詞有り。

〔中宮の拝礼並びに大饗の事〕

左府の車内府・春宮大夫（道綱）合乗る。左府の牛今日始め荒牛を懸く。仍つて余の牛に懸替へて参内す。敷政門を通り、南の階を経て殿上に参上す。この間秉燭。しばらくして中宮（藤原彰子）に参る。拝礼有るも、左府・内府列に立たず。次いで東宮

（居貞親王）に参る。右府参会し、左府以下拝礼す。次いで中宮の大饗に着く。一献左府・大夫（斉信）、次々は記さず。音楽有り。左大臣以下祿に預る。ただし音楽の間左府衣を脱ぎ舞人等に給ふ。（紀）正方及び故（秦）身高の子（清国）ム丸等兩人之を被く。余正方に給ふ。左府輿に乗り扶酔の爲す所、かれこれ相応ず。余彼の催しに依り衣を脱ぐ。二宮の大饗の被物の事明らかならざる所なり。尋ね記すべし。事了りて青宮の大饗に着き、一巡の後左府退出す。未だ餛飩を羞めざるの前祿を給ふ。深更に及ぶに依るか。其の後諸卿退出す。左府の牛余に与ふ。又余の牛牛童に返し預く。内より退出の時本の牛に乗りて出づ。今日諸卿会合し、左府相引きて参内す。上達部の外三位二人、（平）親信・（藤原）兼隆。但し民部卿（懐忠）左府に参ると雖も参内せず。式部大輔一人参らず。右大臣東宮に参る。

〔中納言隆家左府に於て慶家朝臣の冠を打ち落すの事。斉信の前駈〕

侍従中納言（藤原）隆家左府に於て笏を以つて（藤原）慶家朝臣の冠を打ち落す。件の慶家右衛門督（斉信）の前駈たり。履を執り拾遺納言の辺に近寄る。仍つて打ち落す所と云々。或云ふ、「宿意有るに依る。」と云々。事頗る軽々。右金吾忿怒の色有り。

三日、壬子。勘解由長官(有国)・左兵衛督(懐平)来る。雲上の侍臣二十一人会合す。盃酒を勧め、勘解由退帰の後、権隨身並びに官人徒然の色有り。仍つて事の由を仰せて歌笛の声を発せしむ。武衛・余・殿上・地下人衣を脱ぎ之に被く。其の後権隨身及び例の隨身等例の禄へ将監二疋。将曹一疋綿。府生一疋。番長布四端。近衛二端を給ふ。今日不参の所々、慎むべきの年に当るに依る。

四日、癸丑。都督(藤原高遠)過ぎて、西鎮の雑事を談じ、晩頭帰らる。大外記(滋野)善言朝臣云ふ、「明日・明後日の間叙位の議有るべし。但し左府四位少将(藤原頼通)朝臣の病患に依り、参行すべからずの由を奏せしむ」と云々。今日陰陽師等占ひて云ふ、「病にはかに平癒すべからず。慎むべきに似たり」といへり。相府深く以て嗟嘆すと云々。

〔外帥(伊周)の息松元服を加ふるの事〕

伝へ聞く、外帥(藤原伊周)の息(道雅)へ童名松へ今夜元服を加ふと。加冠侍従中納言、理髮左中将(藤原)頼親。拾遺納言冠者に隨身して参入す。左府馬を志す。ついで将に中宮に参らんとす。被物有りと云々。

〔隆家卿の車の榻左府の門前に於て、斉信卿の為に推し折らるるの事。前日の会稽〕

五日、甲寅。深更拾遺納言(隆家)過ぎて云ふ、「今朝左府の門前に於て、右衛門督(斉信)の車の為に榻を推し折らる。これ既に一日の会稽。答報せんと欲す」といへり。気色非常にして、忿怒極り無し。余再三然るべからざるの由を陳ぶるに、快諾して退帰す。両卿の間定めて事有らんか。

〔叙位の議の事〕

六日、乙卯。召使今日叙位の議の由を告ぐ。信乃梨・棗・未煎・薯蕷陣に給ふ。御齋会畢りの日の陣の料なり。(平)公誠朝臣(花山)院の御給爵の請文を持ち来る。封を加へ、隨身して参内すべきの由申さしめ了んぬ。申の剋ばかり参内す。諸卿先に議所に着く。仍つて追つて着く。民部卿(懐忠)着かず、陣の壁後を徘徊す。筥文を執るの役を遁れんが為か。議所にて一献畢り、藏人來り召し、諸卿参上す。筥書を執る儀例存す。左大臣余に仰せて云ふ、「受領功過を定め申すべし」といへり。大和国(源)孝道の事定め畢り議又了んぬ(戊二點)。他の事未だ定め了るに及ばざるに諸卿退下す。中納言俊賢入眼の事を行ふ。叙位文を笏に取り副へ、南殿より陣に着く。左府御前に於て諸卿を戒めら

れて云ふ、「明日早に南殿に出御すべく、上達部早に参るべし」といへり。今日の参入は左右内の三丞相（道長・顕光・公季）、大納言懷忠、中納言齊信・俊賢・隆家、参議有国・懷平・忠輔・行成・正光。

寛弘二年正月七日、丙辰。（藤原）經通朝臣<sup>80</sup>来り詔を伝へて云ふ、

「村上の御時筆削せしめ給ふ年中行事節会の巻御覽すべく有り。

只今献すべし」といへり。件の書三卷、葉子一帖に書き、即ち以つて之を献す。はなはだ狼藉にて清書せしめ觀覽に備ふべきの由を奏せしむ。

〔節会〕

未の刻ばかり参内す。右大臣下名<sup>81</sup>を給はる。宜陽殿の兀子に着くの間なり。かれこれ卿相云ふ、「午の二刻南殿に出御あるも、

二省<sup>82</sup>申の一點に及び僅かに参り、下名を賜るへ式部（源）永光。

兵部（藤原）定佐。膝行して下名を給る。或説膝行せず。両説有り」と。内弁退入の後内大臣云ふ、「所勞有り列に候すべからず、奏聞せしめ訖んぬ」といへり。仍つて下官座を起ち、卿相へ中納言齊信・時光・俊賢、参議有国・懷平・行成・正光、三位親信・兼隆を引きて外弁に出で、座を計りてこれに着く。外記を召し、

春宮大夫（道綱）の参不を問ふに、参らざる由を申す<sup>83</sup>。勘解由長官（有国）云ふ、「所勞有り参入すべからず」といへり。仍つて外記を召し、式宮余の前に改め置かしむ<sup>84</sup>。次いで御弓奏<sup>85</sup>の事を催がし仰せしむるに、申して云ふ、「内侍所に付せらる」といへり。早かに付すべきの由を仰す。二省の列<sup>86</sup>並びに諸大夫・大舍人等の事を仰す。此の間門を開く。節会の儀式例の如し。下官上首と為りて列に在り、謝座・謝酒の礼失錯無し。諸卿参上の後、内大臣腋より参上し叙<sup>87</sup>引了<sup>88</sup>位記を召し給ふ。退出の間秉燭。新に宣命を叙ぶる時、幄下の諸大夫只座を起ち、幄前に列せず。仍つて下官然るべからざるの由を示し、諸大夫出で立つ。二献、御酒勅使に仰す。深更に及ぶに依り女樂二曲、遺曲を奏せしめずらんぬ。亥の刻ばかり事了りて退出す。

〔御齋会始め〕

八日、丁巳。今日風吹き天寒し。申の刻ばかり八省<sup>89</sup>に参る。内大臣（公季）・右衛門督（齊信）・治部卿（俊賢）・左兵衛督（懷平）・式部大輔（輔正）・右大弁（行成）・大藏卿（正光）参入す。内大臣外記を召し上臈の参不・諸司の具不を問ふに、左右大臣障りを申さるといへり。諸司皆具すといへり。仍つて弁に仰せて鐘を打たしむ。諸卿堂に入る。次いで式部・彈正度を練る。次いで

衆僧堂に入る。次いで講読師の乗輿堂前に進む。衆僧・講読師の前  
前に大夫等皆有り。雅楽音楽を發す。次いで堂童子着座す。次いで  
大唐・高麗舞おのおの一曲。上卿事の由を仰せて遣りの舞曲を  
止む。日暮に依る。次いで法用<sup>48</sup>行道。次いで講説。了りて講読  
師退下し、乗輿帰る。雅楽樂を發す。次いで行香。乗燭諸卿退出  
す。内府・右金吾(齊信)内に入る。奏の事有るべきに依るか。

今日威儀師智尊・光蓮花筥を執り行道に列す。はなはだ奇と為す。  
未だ其の由を知らざるのみ。

九日、戊午。先日(源)忠良朝臣<sup>49</sup>馬(葦毛)を志す。扶邦師に  
付して法橋扶公<sup>50</sup>へ八省に在りと云々の許に送る。興福寺南圓  
堂の卷数<sup>51</sup>の使僧祿を給はる(元日。大掛)。増進を以つて大般若  
經を讀ましめ奉る。旧年より念賢師を以つて転読せしめ、已に二  
部に及ぶ。息災が為なり。右衛門権佐(藤原)孝忠へ都督<sup>52</sup>來  
る。大宰府に仰せ下すべきの雜事相定めて書き出だす。(多米)  
国定朝臣を以つて即ち筑前守(藤原)高規朝臣の許に遣る。

十日、己未。今日藏人へ右近少将源雅通、五位藏人三人其の例無  
きにしも非ず。仍つて加へ補せらるる所か。藤原頼任(文章  
生)並びに昇殿(藤原資業)を定めらる。

十一日、庚申。府生(中臣)嘉数申して云ふ、「今日荒手結<sup>53</sup>。将  
等皆障り有り、着くべからず」といへり。即ち嘉数を差しおのお  
のの将達の許に示送し了んぬ。帰り来りて云ふ、「将等皆ことこ  
とく障りを申す。但し頭中将は今明物忌。覆推せしむるに輕んず  
べく、罷り着くべし」といへり。重ねて消息を送るに、返報に  
云ふ、「着き行ふべし」といへり。夜に入り府生保堪手結を持ち  
来る。即ちこれを返し給ふ。隨身の近衛酒井正武申して云ふ、

「前一手の番長多為重放皮す。而るを手を下らず。二手正武の片  
矢的に中り、已に過失無きに、なほ本の所に立つ」といへり。  
然れども其の由を問はしめずして了んぬ。頭中将一人着き行ふ。

十二日、辛酉。家供米四十五石・餅二十荷を加ふ。

十三日、壬戌。真手結。将の祿(大掛)・射手・後參の官人の祿  
(絹十疋)・物節<sup>54</sup>・近衛等の祿(信乃布八十端。射手例の祿、後  
參おのおの一端を減ず)を送る。又饗料米十五石兼日これを遣る。  
垣下<sup>55</sup>の朝大夫・六位等これを差し遣る。夜に入り府生(物部)  
武能手結を持ち来る。明日下し給ふべきなり。中将(藤原)公信  
・少将(源)濟政これに着く。近衛の正武胸の障りを申し射を奉  
仕せず。而るを本の手に立つは如何。大将の隨身を以つて出でざ

るか。大将の隨身若し貴ぶべくんば、荒手結の日一手に立つべきに、将等指意して同せず。伴通理を呼びて雑事を含む。これ則ち大宰の事なり。通理大貳（藤原高遠）の家司。又御消息に依り餌袋を奉る。

十四日、癸亥。手結を下し給ふ。今晩夢想告げて云ふ、「今明外行すべからず」といへり。仍つて八省に参らず。障りの由外記に触れしむ。

十五日、甲子。昨日御齋会に参る卿相左大臣、右大臣、大納言道綱、中納言斉信・時光・俊賢・隆家、参議有国・懐平・忠輔・行成・正光等と云々。但し左大臣右仗の饗に着かずと云々。（藤原）資平云ふ、「左大臣殿上に候す。而るを仗下飲むことやや久し。丞相云ふ、「將軍参らず。飲を催すの人無かるべきに、何に因りて飲むこと久しきや」といへり。将監（中臣）嘉武云ふ、「昨の饗宜しく奉仕すべし。但し参入せざるの由は左府命せらる」と云々。障り有るの人必ずしも何ぞ参入せんや。後日菅相公（輔正）来りて云ふ、「左府行香の後、右府に委ねて参内し、右大臣申文の事を行ふ。大納言懐忠・参議輔正行香了りて直ちに退出し、参内せず」といへり。

十六日、乙丑。式部大輔輔正云ふ、「権帥（平惟仲）に申さんと欲し、其の事を云ひ合はせんが為来る所なり」といへり。不快の状を答ふ。右金吾云ふ、「帥安楽寺に参るの間腰を損じ重く煩ふ由、去夕妻の三位（藤原繁子）の許に告げ来る」といへり。もしこれ宇佐宮の御祟りかと云々。

〔節会〕 寛弘二年正月十六日、乙丑。召使申して云ふ、「今日の節会早かなるべき由、左府の御消息に依り申さしむる所なり」といへり。未の終り参内す。左衛門の陣に入らんと欲するの間、右大臣以下へ大納言道綱・懐忠、中納言斉信・俊賢、参議有国・懐平・忠輔・正光、三位二人（親信・兼隆）外弁に出づ。仍つて相共に鳥曹司に向ひ、次第に外弁の座に着くへ申の剋ばかり。右大臣外記を召し中務省並びに侍従・大舍人等を戒め仰するに、皆祇候の由を申す。しばらくして中務省侍従を引きて列立す。次いで開門等の儀恒の如し。酉の剋ばかり御膳を供す。二献、御酒の勅使に仰す。踏歌の間しばらく庭燎を退かしむ。踏歌の後拜舞の有無、かれこれ相疑ふ。右金吾云ふ、「拜舞なし」といへり。右府懐紙の小書を見て云ふ、「拜舞有り」といへり。余云ふ、「いささか懐紙の次第に注有り。已に踏歌の後拜舞の由を注す」と。仍つて



右大臣以下殿を下り、左仗の頭に列り立ちて拜舞す。此の間左大臣陣に於て見参・宣命等、自余の儀を見る云々。今日内教坊の別当別当左衛門督候せず。仍つて内弁の左大臣之を奏す。これ例なり。右大臣已下庭積所に就き、禄給り了りて諸卿退出すへ時に亥の刻ばかりか。侍従中納言左仗の壁後を徘徊し、相偶ふべきの由を通ぜしむ。仍つて殿を下り相逢ふに、云ふ、「劔無く遅参す。若し奏聞せしめば如何」といへり。余答て云ふ、「御膳を供し了りて、事已に半ばを過ぐ」と。仍つて奏せしめずして退出す。

十七日、丙寅。早朝都督（高遠）過ぎらる。搗粟二折槽給はる。府の賭弓の饗料。所勞有り射札射札に参らざるの由、隨身を差し外記に仰せ遣る。

「賭射並びに射遣射遣」

十八日、丁卯。内豎来りて云ふ、「早かに参るべし」といへり。所勞相扶けて参入すべきの状を申さしめ了んぬ。未の剋ばかり参内す。相統きて左將軍へ内大臣へ参入す。ややひさしく陣の腋を徘徊す。左將軍殿上に参上し、しばらくして陣に着く。卿相へ大納言道綱、中納言斉信・俊賢・隆家、参議有国・行成・正光、三位中將兼隆等なり。同じく陣に在り。大蔵卿（正光）を射遣の所

に遣る。しばらくして大庭より陣に復す。内大臣陣官を召し膝突を敷かしむるに、掃部寮より借与し、的付の座と為すといへり。極めて奇怪の事。仍つて陣の畳を以つて仮に膝突と為すも、未だ見ざるの事なり。奉召の次將へ右近中將公信へ、南殿の南階の東腋に佇立す。膝突を置かざるに依りへ進まんを欲するの間卿相気色示し了んぬ、膝突を置き了んぬ。公信朝臣伝召し、内大臣以下弓矢を執り射場の座に着き畢んぬへ申の二點。即ち左將軍座を起ち、次いで下官座を起つ。共に幔外に出で、左將軍射手の奏

へ兵衛奏等を合せ挟み、箭取奏有りを執り奏聞して退出す。次いで下官府奏・兵衛奏・矢取奏を以つて一杖に加へ挟み、御前に進み、膝行してこれを進り、左廻りして退出す。次いで左將軍腰に在るの箭を抜き、弓に執り副へて座に復す。次いで小臣只弓を執りへ矢腰に持す座に復す。詳しくは故殿（藤原実頼）の御日記（清慎公記）に見ゆ。左將軍の為す所何の例ぞや。右金吾斉信云ふ、「矢を抜かずして座に復する由、先日談説する所。仍つて去夜九條殿（藤原師輔）の御日記を引見するに、天慶五年已に此の事有り。下官の案の如し。はなはだ興有るの事なり」と云々。左將軍九條殿の例を伝へらるべきか。但し近代の將軍又々此くの如し。下官始所案得。主上（一條天皇）射手等の奏を執り内大臣に目す。大臣弓を執り御前に進みへ矢は座に置き履を着けず、

奏を給りて座に復すへ左廻り。左廻り例無し。便ち右廻りすべし。左少将（藤原）兼綱を召すに、唯を称す。次いで右少将雅通を召すに、唯を称し、相俱に参入す。おのおの奏を給はりへ右の奏左に給ひ、左の奏右に給ひ、矢取奏御前に留む、両将退出し、硯を執り付座に着く。次いで出居の左中將（藤原）頼親の懸を仰す。其の語古伝を知らざるに似たりへ古伝的麁といへり。頼親云ふ、「的と懸よ」といへり。兵部的を懸く。次いで左右の籌指座に着く。次いで左右射手射場に進む。此の間頭中將実成来りて云ふ、「射手の番長下野公頼手振奉仕すべからず。障りの由を申さしむべきか」といへり。余答へて云ふ、「一度奉仕して、故障を申さしむべきか」と。旨を承り退帰す。一度七人射るの間、左数一立、此の間座を起ち、無名門より入り、殿上口より退出す。左將軍留まるべきの興言有り。今日仗頭に於いて、かれこれの卿相云ふ、「今日主上御位の御衣を着る」と云々。頭中將実成云ふ、「御位の御衣を着るべきか。はた御麴塵を着るべきか。案内如何」といへり。余答へて云ふ、「慥かには覚えざる事なり。御麴塵を着るの時有るも、此の間分明ならず。まさに内蔵寮の御服式に在るか」と。今日御麴塵を着る。藤大納言に問ふに、答へて云ふ、「初め御位の御衣を着、今御青色の御衣を改め着る」といへり。子の剋ばかり陣より吉上走り来りて云ふ、「一度右勝、二度

右勝、三度左勝、仍つて左右乱声するも、勅に依つて左勝と為す」といへり。此の事極めて奇計なり。申す所慥かならざるか。隨身を差し慥かに問はしむ。又府生（紀）正方・近衛等来りて云ふ、「一度右勝、小數一。二度持。三度左勝、小員一。仍つて持と為すも、龍王先に出でて舞ひ、次いで納蘇理、未だ舞ひ了らざるに主上入御す」といへり。其の後隨身来り、申す所の趣正方に同じ。左兵衛佐資平申し送る旨吉上の説に同じ。はなはだ荒涼。故殿の天慶六年正月十八日の御記に云ふ、「云々、一度左勝、小員二。二度右勝、小員三。三度持。ここに左右相共に乱声す。事狼藉に依り、左陵王を奏するの後、右納蘇理を奏せしむるに、左の楽甚だ具はず、尤も咲ふべきに足るのみ。舞ひ了りて後王卿退出す。十九日。賭射持の時、射手等禄を賜るや否やの由勘へしむるに、当府（右近衛府）及び左府其の例有ること無し。仍つて給はず」といへり。今此の御日記に依り禄を賜らず。後々の為に記す所なり。

十九日、戊辰。善言朝臣云ふ、「左府陣に於いて受領功過を定めらるべし」といへり。（小槻）奉親宿祿云ふ、「明日湯漬を設くべき由厨家に戒めらる」といへり。

「官奏並びに功過定め事」

廿日、己巳。召使云ふ、「今日定め有るべし」といへり。参入すべきの由を答へ、参内す。左右内の三府、大納言道綱・懐忠、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、参議懐平へ初め本陣に参ると称し、仗座に着かず出づ。然るべからざる事なり。忠輔・行成・正光参入す。左府官奏に候し、その後受領功過の事を定め申すへ伊賀(橘)為義任中济事。尾張(藤原)知光・遠江(藤原)信通・武藏(藤原)惟風・信乃济政二個年。能登(藤原)則友・因幡(藤原)惟憲任中济事。豊後(但波)奉親・肥後兼忠任中济事。阿波(多米)国平任中济事。子の剋定めりおのおの退出す。時々小雨。時光・正光定めを了へずして退出す。

「踏歌の日簪・蒔櫛殿上人が為に奪取せられ濫行の事」

十六日の踏歌の藏人等へ内・中宮・東宮(為)簪蒔櫛等侍臣が為に奪取せられ、兼ねて濫行を致す。仍つて藏人少将経通を召勘され、勘事に処せらる。これ実正の勘当と申さずと云々。左府談ぜらるる所なり。

廿一日、庚午。今日祇園の心経の読経。年首の例事なり。(藤原)資平山に登る。

廿二日、辛未。左中弁(藤原説孝)両度来り、前上総介(藤原長能朝臣仗舍・曲殿等を造る料物の事を申すに触る。只左府の指帰に随ふべきの由を仰す。右頭中将来り綸旨を伝へて云ふ、「馬允を申請するの奏状を上るべき事、請に依る」といへり。まさに恐れ申す由奏聞せしむ。資平山を下る。十六日の濫行の事、頼親朝臣申し入る。「その事の人々を知らずと云々。資平この中に在り、召問せらるべし」と云々。明且参入すべき由これに仰す。去る夕召有るに依るなり。

廿四日、癸酉。天台座主(覚慶)過ぎられ、談話の次いでに曰く、「汝今年重厄に当る。仍つて毎日尊勝陀羅尼五十遍を誦し、息災を祈るべし。但し吉日より読み始むべし」といへり。来月二日より始めらるべきの由を申す。左馬頭(藤原相尹)朝臣属の転任の奏事に触る。答へて云ふ、「御監允を請ひ申すの例有り、仍つて今年請ひ申すべし。重ねて転任の奏放つべからざるなり」と。右中弁(藤原朝経)云ふ、「右府の子の内供平命戸解す。仍つて相府除日に参るべからざるの由云々」といへり。

「踏歌の日簪・櫛を奪ふ濫行に依つて兼貞・兼綱を勘ぜらるるの事」

...

資平今朝参内し、重ねて十六日の濫行の事を弁じ申す。仰せて云ふ、「避け申す所然るべし」といへり。仍つて資平の外(源)兼貞・兼綱・(藤原)朝任・(藤原)忠経等勤事に処せらる。先日(藤原)経通勤責に処せらると云々。経通云ふ、「未だ勅免有らず」といへり。

廿五日、甲戌。去る夜右府左府に詣で、即ち帰ると云々。人々云ふ、「引汲の人事に依るか」と云々。世人甘心せず。右府仮に依り除目に参らるべからずと云々。

「除目の議」

召使云ふ、「今日より除目の議有るべし」と云々。鍛石突落す。仍つて作物所預有信をしてこれを造らしむるに、今日持ち来る。禄へ大掛。有るに随ふを給ふ。未の剋ばかり参内す。諸卿未だ議所に着かざるの間、藏人広業朝臣召を伝ふ。内豎所の籍簡未だ別当の署を加へず。仍つて議所に立てざる由外記申す。左府云ふ、「参上せんとするの期に臨んでこれを為すこと如何。若し陣の座に於いて署を加ふるは如何」と。かれこれ云ふ、「更に何事か有らん」といへり。大外記善言朝臣に仰せて籍簡を召すに、内豎所預・内豎等これを執りこれを献す。署を加へ返し給ふへ一人

奏文を持つ。但し書杖に挿む。一人簡三枚を持ち、一人硯を持つ。次いで参上す。大納言道綱軒廊の戸間より入り、更に帰り立ちて筥書を執る。先例戸の東の間より入るのみ。下官・右金吾・礼部(俊賢)等筥書を執り、受領功過の定め有り。亥の二剋諸卿退下す。今日見参の上達部左大臣、内大臣、大納言道綱・懐忠、中納言齐信・俊賢・隆家、参議有国・懐平・輔正・忠輔・行成。

「除目」

廿六日、乙亥。未の終り参内す。諸卿参上の後御前の座に加着し、左府受領功過を定め申すべきの由を仰す。仍つて文書を召し、両三国を定め申す間、豊後守(藤原)貴清過ち有り。前司の任の終りの年これ新司初めて年を勘ふ。而るを彼の年府に申し、勘出を置き、公文を勘ふ。仍つて過ちと為す。これを済す所許すはまた然るべからずへ故兵部卿(藤原佐理)大式たるの時。子の剋ばかり諸卿退下すへ左内両丞相、大納言道綱、中納言齐(齐信)・俊(俊賢)・隆(隆家)、参議有(有国)・懐(懐平)・忠(忠輔)・行(行成)等なり。

「廿五日盗大藏大輔孝信宅に入り射損ずるの事」  
廿七日、丙子。夜来降雨。一昨夜群盗大藏大輔(平)孝信朝臣宅

に入る。即ち射損ずと云々。(石作) 忠時を以つて訪□。

「入眼の事」

参内す。左大臣、内大臣、大納言道綱・懷忠、中納言齊信・俊賢・隆家、参議有国・懷平・輔正・行成参入す。未の刻ばかり諸卿参上すへ議所に着かざるの間喚有り。懷忠卿諸卿参上の後参入す。衰老を称して宮書を執らず。子の剋受領の举有り。例に依つて議所に書を出す。丑の二刻議了りて、諸卿退下すへ此の間雨脚止まず。受領の加階・檢非違使の宣旨へ左平維輔・藤原扶忠・藤原頼信、右橘惟弘。今夜議未だ了らざる間、左府大納言以下を直廬に招き食を羞む。

(頭書)「隆家卿清書を為し上ると云々」。

廿八日、丁丑。慶賀の人々来る。或は遇ひ或ひは不□。都督過ぎられ、ややひさしく心事を談す。

寛弘二年二月

二月 壬午。昨山の座主(覺慶)の許に示送する事有り。今朝返報に云ふ、「先日尊勝陀羅尼五十遍を讀□すべきの由面じ相示し

了んぬ。而るを遍数はなはだ多し。仍つて三十遍を誦し奉るべし」といへり。(花山)院(平)公誠朝臣を以つて別当・判官代・藏人・昇殿の者等の事を仰せらる。恐れ奉る由を奏せしむ。即ち公誠朝臣に仰せ下し了んぬ。慶(慶円)僧都過ぎられ、護身を受く。

「春日の祭使立つ」

五日、癸未。河原に出で春日に奉幣す。(藤原)信通朝臣社頭に参入すと云々。仍つて便ち御幣を付く。近衛府の使左中將(源)経房の妊者の産期今月に当たる。仍つて右衛門権佐(藤原)孝忠を以つて代官と為し、左府の東台より出づと云々。摺袴を送るへ三重。(参議)右大弁(藤原)へ行成へ春日祭に参る。

七日、乙酉。将監(三善)興光云ふ、「弥勒寺の講師元命左府に言上の解文今日近江守(藤原知章)朝臣の許に持ち来る」と。又近江守朝臣の許に送るの書状に云ふ、「帥(平惟仲)去年十二月二日厠に於いて仆伏し、腰を損じ動けず」といへり。近江守朝臣日ごろ病悩するも昨夕より減じ平ぐるに似たりといへり。

八日、丙戌。左武衛(藤原懷平)の室六箇日産の気色有るも、其

の事を遂げず。今朝重く煩ふと云々。両三度消息を通ずるに、巳の剋ばかり平安に逃げ了んぬへ女子と云々。今朝頭云ふ、「弥勒寺講師元命の書に云ふ、『帥去年十二月二日腰を折り不覚』と。

使者云ふ、「これを計るに殞命か」といへり。午の剋元命の書札持ち来る。雑事を示送するの内、札紙に注して云ふ、「帥中納言去年十二月二日厠を出づるの間腰を折るを以つて今に辛苦し、已に死に及ぶなり。近来耳目見聞せず、腫れ、前後不覚」といへり。これ元命が書状の文なり。未の剋ばかり参内す。同剋の終り大蔵省並びに大歌所焼亡と云々。仍つて殿上に参上す。

「一親王との御対面並びに女一親王着裳の事」

此の間左大臣（藤原道長）直衣を着て参入す。源中納言（俊賢）・右大弁（藤原行成）・大藏卿（藤原正光）等参入す。左府しばらく侍所に在り。火事に依りて参入する所に非ず、今上男一親王（敦康親王<sup>80</sup>）との御対面並びに女一親王（修子内親王<sup>81</sup>）着裳の事を定め申さんが為参入する所と云々。左府御前に候す。これより先右頭中将（藤原実成）硯・統紙等を取り御前に置く。次いで左府御前に参る。直衣を着、白昼御前に於いて雑事を定め申す、事平懐に渉る<sup>82</sup>。右頭中将執筆と云々。申の剋ばかり退出す。来月八日大原野中宮行啓の料出し奉る事、彼の宮の大進（橘）忠範

朝臣宮の御消息を以つて、（清原）為信真人に触れ宣べ退去すと云々。

「大式の息男に引出物を与ふるの事。道風の手本」

九日、丁亥。大式（藤原高遠）随身の愛子<sup>83</sup>・葉園と号す。九歳過ぎらる。（小野）道風の手跡一卷を志し与ふ。村上の先朝の選出せしめし所の年中行事三卷、書き写し（藤原）経通朝臣に付し、奏覽せしむ。前日の勅命に依りて献ずる所なり。

「釈奠の事。雨儀」

大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「今日右金吾（藤原齐信）釈奠に着く。晴儀を行ふべくも、事多く鬱結す」といへり。仍つて葉子<sup>84</sup>を与ふ<sup>85</sup>。

十日、戊子。善言朝臣云ふ、「昨日右金吾・治部卿（俊賢）・勘解由長官（藤原有国）・右大弁（行成）官政<sup>86</sup>了り美福門の腋門より出で、歩行して大学寮に着く。美福門を修理の間、腋門を用ゐ、腋門より大学に向かふ<sup>87</sup>、頗る軽々に似たり」と。又云ふ、「晴儀を行はず雨儀を用ゐる<sup>88</sup>」と。町尻殿<sup>89</sup>に詣りて弁腹の小童を見、しばらくして帰る。

〔左大臣東三条<sup>朝</sup>移徙の事。新宅の儀を用ゐる〕

深更資平左府より退出して云ふ、「戌の剋東三条に移徙し、新宅の儀を用ゐる」と云々。卿相へ大納言(藤原)道綱、中納言(藤原)齊信・俊賢・(藤原)隆家、参議(藤原)忠輔・行成・正光、三位(平)親信・(藤原)兼隆へ追従し、擲采の戯有りといへり。

十一日、己丑。申の終りの剋左府へ東三条へに詣づるに、卿相へ大納言道綱、中納言(藤原)時光・隆家、参議行成・正光、三位親信・兼隆へ会す。主人客亭に出で酒食を差め数盃の後擲采の戯有り。夜に入り退出す。

〔列見の事〕

今日列見。中納言齊信・俊賢、参議有国・忠輔・行成参入すと云々。行成云ふ、「宴座の間退出し、参入する所なり」といへり(時に戌の剋)。内豎来りて云ふ、「明日(円融天皇)御国忌。御物忌に籠候すべし」といへり。円融院に参るべきに依りその由を申して、参籠せず了んぬ。

〔円融寺御八講〕

十二日、庚寅。今日より興福寺に於いて大般若経を転読せしめ奉

る。これ去年病の間の願なり。三部を読ましめ奉るべきの願有り。しばらく一部を読ましめ奉る。円融寺御八講に参るは、内大臣(藤原公季)、大納言道綱、中納言俊賢・隆家、参議有国・(菅原)輔正、三位親信。

〔法師を以つて火蛇取りと為すの事〕

雲上の侍臣を以つて堂童子<sup>と</sup>と為すも、火蛇を取るべきの者無し。仍つて法師を用ゐる。道綱卿以下相引きて左府に参るも、余独り家に帰る。

〔新宅の黄牛逃げ去るの事。左府〕

今晚左府の黄牛逃げ去り、在所を知らず。今日巳の剋ばかり山科辺に於いて尋ね得と云々。新宅の黄牛忽かにその処を去る、怪と為すべきか。内府云ふ、「十五日祈年穀使を立てらるること有るに依り、行幸有るべし」といへり。余答へて云ふ、「彼の日十死に一生か。年首の行幸便無かるべきか。相府<sup>と</sup>諾するか」と。

十四日、壬辰。今日(藤原齊敏<sup>三</sup>)遠忌。例に仍りて諷誦を東北院に修す。自ら斎き、又増久師を以つて斎かしむ。此の師誦経に在り。仍つて便ち斎かしむ。明日の行幸の事案内を取るに、右頭

中将示送して云ふ、「行幸停止す。但し御幣使を立てらる」といへり。

〔中宮行啓の召仰せの事。来月八日大原野〕

将曹武文云ふ、「外記行時云ふ、『右衛門督(齊信)仰せて云ふ、

『来月八日中宮(藤原彰子)大原野に行啓すべく、府の官人二員候すべし。但し左右近衛府の外他府の一員候すべし』』といへり。若しこれ新たなる定めか。

〔秩父の駒引きの事、去年延引〕

十六日、甲午。今明口舌を慎むべきの物忌。午の剋ばかり参内す。右金吾(齊信)・左武衛(藤原懷平)同じく参る。外記御馬の解文<sup>(4)</sup>に候するの由を申すへ秩父云々は、縦へ遅引すと雖も、年の中に牽くべし。而るを明年の二月に及ぶは、未だ聞かざるの事なり。他上に申すべきの由を仰す。

〔円融寺の御八講畢る〕

殿上に参上し、即ち金吾・武衛相共に宜秋門を經、殷富門より円融寺に参るへ武衛と同車。今日御八講了んぬ。左大臣、源納言、修理大夫(平親信)同じく参る。寺家饗饌を儲く。食事了りて鐘

を打ち、堂に入り行香。訖りて退出す。家門に到る比、門前雜人

市を成す。事の由を問はしむるに、男等申して云ふ、「杖を執る

男童を追ひて門を入らんと欲するの間、僅かに以つて捕縛す。件

の童疵せらる。又男刀を隨身す」と。即ち(藤原)文隆朝臣を以

つて右金吾の許に達するに、檢非違使(橘)惟弘を送り、男並び

に隨身の刀・杖・童等を受けしむ。童に至つては疵せらるるに依

つて請け取らず。件の童左京進(藤原)致孝の従者にて、致孝今

日我が前驅を為す。惟弘重ねて来り別当の消息を云ふ。「男は即

ち請禁し、童に至つては致孝に請けしめ了んぬ」と。

〔左府の隨身右の番長保友偉鑿門<sup>(5)</sup>の前に射殺せらるるの事〕

十七日、乙未。召使云ふ、「外記行時仰せを伝へて云ふ、『来月八日中宮大原野に行啓有るべく、供奉すべし』』といへり。去る夕左府の隨身右近の番長身人部保友偉鑿門の前に於いて射殺せらる。黒鞆の野釵(多米)国定朝臣を差して都督(藤原高遠)に奉る。

十八日、丙申。三箇日の暇を請ふへ治病。召使云ふ、「廿日中宮

出御し給ふべく、行啓に供奉すべし」といへり。請暇の由を答ふ。

一日の濫行の男等申文を進むる由、惟弘を召し別当の御許に遣

はし奉る。今年重厄、仍つて此の如きの事を優ぐべし。しばらく



して惟弘来りて云ふ、「犯す所軽からず。然れども消息有り、優免すべし」といへり。都督駕を枉げ、やや久しく談話す。戊の剋（縣）奉平宿祢を以つて泰山府君祭<sup>の</sup>を修せしむ。余祭場に出で礼に従ふ。去る十六日日入らんと欲するの間その色火の如し。月出づる間もその色相同じ。驚きながら奉平宿祢に問ひ遣はずに云ふ、「雲陰掩ひて見ゆる所なり」といへり。昨の日月又一昨の如し。今日又同じ。仍つて重ねて奉平宿祢に問ふに、答へて云ふ、「連日連夜此の事有り。誠に變と為すべし。明日上奏すべし」といへり。

〔仁王会定めぬ事〕

十九日、丁酉。今日仁王会<sup>の</sup>の事を定めらると云々。

〔中宮上東門宮に出御の事〕

廿日、戊戌。今日相撲の使<sup>を</sup>を定むべく、仍つて将監（中臣）嘉武を遣はして一兩事を頭中將（藤原実成）の許に示送す。しばらくして頭中將来り、相逢ふに、今夜中宮上東門宮<sup>に</sup>に出御すべしと云々。相撲の定め文夜に入りて府生（紀）正方持ち来る。資平啓陣に供奉せんが為参入し、深更退出して云ふ、「御輿飛香舎の東面の南の第一の小戸に寄せ、玄輝・朔平・陽明等の門を經。

供奉の上達部大納言道綱、中納言齊信・時光・俊賢・隆家、参議正光、三位二人へ親信・（藤原）兼隆。左兵衛督（藤原懷平）参内するも、俄に所勞有り退出す」と云々。

〔小除目の事〕

今日小除目。侍從藤原顯信へ中納言隆家侍從を辞退す。左府の気色に依つて、即ち納言勅授を賜ると云々。中宮大進藤泰通。権大進同弘道。少納言同匡相。小属佐太良親へ左兵衛志元の如し。大宰少式藤永道へ筑前守。

廿一、己亥。昨の除目の案内権中納言（藤原隆家）・左武衛の示送なり。武衛の所勞殊なる事無しといへり。

〔暑熱四月ばかりの如し。世これを怪しむの事〕

廿二日、庚子。故賀算の弟子邦興来り云ふ、「廿五日七々の法事を修すべし」といへり。信乃布甘端を与ふ。これ小諷誦の料なり。日来暑熱四月ばかりの如し。世以つて怪と為す。廿三日、辛丑。午時ばかりより雨降り、未の終り止む。又しばらく雨。終宵滂沱。農夫旱を愁ふるに、甘雨と謂ふべし。天人命を

救ふか。参内す。諸卿不参、しばらく候して退出す。

〔中宮大原野詣の調楽の事〕

伝聞す、中宮大原野の御願、大唐・高麗・東遊等今日左府に於いて調楽すと云々。

〔仁王会〕

廿五日、癸卯。今日大極殿に於いて百高座を立て仁王会を行はる。

御前・南殿・諸宮・諸社等別修去年の如し。但し今般卿相供に加はらず。思慮する所有り、読経僧二口を以つて、仁王経を講ぜしめ奉る。八省の東廊に参る。これより先檢校大納言道綱卿

・行事参議(藤原)忠輔座に在り。此の間鐘を打つへ午の剋。

次いで左大臣、中納言時光・俊賢(藤原)隆家、参議(藤原)有国(藤原)懷忠(藤原)正光等参入す。左大臣行事権左中

弁(源)道方を召し、僧の参不を問ふに、「今三人参らず」といへり。仍つてしばらく大極殿の座に着くに、その後皆悉く参入の由を申す。威儀師申して云ふ、「諸僧参上するに、若し庭前を経べきや」といへり。かれこれ卿相議して云ふ、「一昨降雨、計るに庭湿有らんか。雨儀に依り壇上より堂に入るが宜しきか」といへり。仍つて其の由を仰す。朝講了りて諸僧しばらく退下し、諸

卿東廊の辺を徘徊するに、丞相鐘を打たしむ。次いで大臣以下堂前の座に復し、次いで僧侶堂に入る。夕講了りて行香へ八人の外参議懷平・正光参内す。了りて諸卿内に入る。申の四點。雨湿に依り御前の儀無し。諸卿陰明・月華等の門を経て、射場より御前に参上す。参議懷平・正光、三位親信御前に候するに、上蘊参上、仍つて相替りて退下す。行香了りて諸卿退出へ酉の剋。内大臣・大納言懷忠南殿に候す。

〔外帥伊、大臣の下大納言の上に列する宣旨の事〕

夜に入り阿波守(藤原)伊祐朝臣来り、赴任の状に触る。小祿へ薄色の綾の細長を与ふ。伊祐朝臣云ふ、「外帥(藤原)伊周大臣の下大納言の上に列すべきの宣旨これを下す」といへり。内に候するの間此の事を面承す。若しこれ入御の後の事か。

廿六日、甲辰。今明物忌。外宿の人を禁ぜず。尾張守(藤原)中清云ふ、「廿九日赴任すべし」といへり。雑事を談ずるの次いで此の趣を陳ぶるも、宿衣を着、罷り申しに似ず。仍つて小物も志さずしてやむ。帥の座次の宣旨の事、治部卿・権中納言等示送す。春宮大夫(道綱)定めて愁へ恨むること有らんか。資平今暁より頭打身熱臥し煩ふ。若しこれ咳病の序病か。日来天下の人

貴賤を論ぜず悩み煩ふ所なり。

廿七日、乙巳。資平今暁より頗る宜し。已にこれ咳病なり。夜に

入り阿波守伊祐来り云ふ、「明日の首途の事左府の御気色不快に

依り一定ならず」といへり。その事はなほだ奇。余答へて云ふ、

「相府の気色の不快を知るべからず。天運に任せ下向すべし」と

仍つて余の言に従ふ。下野守(安倍)信行朝臣赴任の状を申す。

馬を給ふに、綱を執り再拝す。すべからく一拝すべし。

廿八日、丙午。都督明日出門。御消息により車を遣はし奉る。加

賀守(藤原)兼親赴任の由に触る。返事を聞かず早やかに去る。

「都督出門の事」

廿九日、丁未。暁より雨ふり、巳の刻ばかりに止む。但し天な

ほ陰し。然れども終日雨ふらず。都督午の二點出門すへ桂宮と号

す。伊祐朝臣の領する処へ。資平参詣す。但し乗車して追従す。

「中宮行啓の試楽の事」

経通<sup>四</sup>同じく相従ふと云々。午の刻ばかり参内す。治部卿(俊賢)

・権中納言(隆家)・左大弁(忠輔)同じく参る。剋を移して退

出す。

三十日、戊申。法華経を供養す。譬喩品<sup>四</sup>を講じ奉るへ増進<sup>四</sup>。

三月、己酉。河頭に出でて解除す。心神なほ悩ましきに依り、沐

浴せず<sup>四</sup>。但し去る月廿八日より精進す。

三日、辛亥。尋会を以つて金剛般若経(千卷)を読ましむ。これ

毎年の修善。隨身等柙料、へ番長一疋。近衛一疋を給はる。帥

宮(敦道親王<sup>四</sup>)釵の装束の料青草一枚を送るべきの命有り。御

使に付けてこれを奉る。

五日、癸丑。今暁より尽日雨。暗に臨んで止む。悩む所今日宜し。

中宮属ム丸申して云ふ、「明日試楽、参入すべし」といへり。試

楽何の試楽ぞや、はなはだ荒涼。

曲。高麗二曲。日暮るるに依り止む有り。左府柏を脱ぎ右兵衛尉多好茂（四）に給ふ。此の間柏鉾へ柏鉾に懸けて舞ふ。便無きに似たりを舞ふ（四）。上達部突重を給はる。盃酒数巡にして楽了んぬ（四）。

舞人右近中将（藤原）公信・少将（藤原）頼通。五位六人、左少将（藤原）兼綱・（藤原）重尹、右兵衛権佐（藤原）忠経、侍従（藤原）頼宗・（藤原）顕信・（藤原）道雅。六位二人、佐兵衛尉（藤原）惟任・（藤原）以道。未だ秉燭に及ばざるに事了んぬ。丞相再三今日の参入を悦ばるるの由、隨身に正絹を給ふ。今日参入の卿相大納言（藤原）懐忠、中納言（藤原）斉信・（藤原）時光・（源）俊賢・（藤原）隆家、参議（藤原）有国・（藤原）正光、三位（藤原）兼隆等なり。今日頼通（四）火色の下襲・黒の半臂を着る。若しこれ人に異ならんか。

〔中宮大原野に参り給ふの事〕

八日、丙辰。早朝諷誦を修す。今日中宮大原野社に参り給ふ。権中納言（藤原）隆家来り、同車して卯の剋後宮に参入す。同剋御輿を寄せ、（安倍）晴明反問（四）を奉り、乗輿西門を出づ。行啓の次第指図在るか。乗輿の後騎馬の女十四人（四）、其の次絲毛の御車有り。其の次尚侍（藤原妍子（四））糸毛の車に乗る。宮金造車一両、尚侍金造車一両。次に檳榔毛三十両。尚侍部車十両。又編代車二

両。午の剋ばかり社頭に着き給ふ。左府赤白の橡の表衣・打桜の下襲を着、唐車に乗り、車の後乗馬を引かしむ。又馬副ひ有り。

〔行啓扈従の大臣上官を従ふべからざるの事〕

又上官等を隨身す。又神馬・走馬等有り。自ら参るに異ならず。行啓に候せらるるの人更に上官を従ふべからざるか、如何。右大臣（藤原顕光）・内大臣（藤原公季）乗車して相従ふ。内府所勞と称して、七条辺より退帰すと云々。そもそも社頭の作法宛ら行幸の儀の如く、宣命大内記（菅原）宣義持候し、大夫斉信卿使と爲るへ中宮の事に内記祇候するは、如何。神宝を御前に昇き立て、舞人御馬へ左馬寮五疋。右同数を牽き立つ。斉信以下花勝を給はり広前に参る。次いで左府神馬・走馬を隨身し、同じく神前に参る。この間右大臣上達部の座に在りへ見参の上達部余・中納言斉信座を起ち御前に参る（使たるに依る）。時光・俊賢・隆家、参議（藤原）有国・懐平・（藤原）正光、三位兼隆。社頭的事了りて左大臣上達部の座に復すへ左大臣初め件の座に着き、即ち起ちて神の広前に参る。右大臣以下相引きて休幕に向ひ、饗饌に着くへ右大臣休幕無し。はなはだ奇と爲す。内府休幕有り。然れども途中より退帰す。社頭の東遊並びに音楽皆行幸の時の如しと云々。この間降雨、或は降り、或は止む。左府云ふ、「神

殿預(狛茂樹)一人、権預一人、祢宜、祝おのおの一人、権祝一人、件の三人神祇官<sup>四</sup>の補する所なり。件の五人叙位す。但し神殿預元外従五位下。仍つて内に入る<sup>四</sup>と。件の賞兼ねて奏せらるるところなり。左頭中将(源経房)綸旨を蒙り、その人を指さず、神殿預・祢宜・祝等を賞進すべきの由と云々。左府時に当たり相定め行ふところなり<sup>四</sup>。行幸の時の例と云々。左近中将(源)頼定御使へ縫腋を着る。自余の衛府御供に候するの人、缺腋を着、弓箭を負ふのみとなり、休幕に於いて酒食を勧めらる。更に御前に召すも、案内を知らず、これを計るに被物有るか。社頭の事了りて、使の斉信卿帰参し、事の由を啓す。左府御前に於いて求子へ舞人は地摺の袴、所々の袴善を尽くし美を尽くし、金銀・螺鈿・金繡等を以つてこもごもに飾る。或は五重の綾重の袴等有り。華美敢へて云ふべからずを舞はしむ。舞了りて舞人・陪従祿を給はる。上達部以下扈従の上下へ右大臣白の織物の褂<sup>一</sup>皆祿を給はる。又上達部の馬副並びに隨身等は悉く疋絹。但し右府の前駈は被物。又右府の料牽出物馬一疋<sup>四</sup>。余の料一疋。酉の剋ばかり帰り給ふ。左大臣余を招き同車帰洛す。亥の剋ばかり陽明門に到り、左府内に入り、余門外より私車に乗りて私に退く。此の間雨脚隙無し。皇后今夜大原野より帰り給ひて、便ち内裏に入り給ふ。左府教剋を経て陽明門に到るに、行啓の陣に扈従の上

達部<sup>四</sup>陽明門に於いて相遇ふて、退出す。今日左府車内に於いて数度今日の供奉の喜の由を示さる。今日権中納言隆家卿織物の下襲へ桜色<sup>一</sup>・山吹の表袴等を着る。或云ふ、「藏人兵部丞(藤原)定佐織物の下襲を着る。右衛門督(別当斉信)咎むと云々。本宮より退出し供奉せず」と云々。この事聊か思慮すべきの事なり。資平云ふ、「定佐扈従す。但し閑処に居りて衆に交らず」といへり<sup>四</sup>。九日、丁巳。左府前越後守(藤原)尚賢朝臣を以つて昨日の供奉の悦を示さる。尚賢云ふ、「悦気甚だ深し」といへり。十一日、己未。参内す。治部卿(源俊賢)、権中納言、勘解由長官、左兵衛督、大藏卿(藤原正光)参入す。未の四剋退出す。治部卿云ふ、「左大弁(藤原忠輔)の馬副行啓の日疋絹に預らず。仍つて後日請文を宮の庁に出だす」と云々。其の文に伝ふ、「一人下さるも、今三人未だ下さず」といへり。奇怪の又奇怪の事なり。嘲哂に足るものなり。宮の庁行はずと云々。件の祿は左府の殊に給ふところなり<sup>四</sup>。十二日、庚申。大原野御社神殿預狛茂樹宿祢行啓の日前駈馬副等

の饗並びに馬の秣藁<sup>40</sup>を設くと云々。仍つて今日祿へ大掛へ・纏頭<sup>41</sup>を給ふ。兩段再拜す。神を拝するが如し。はなはだ奇々。

「去る夜の庚申御作文有るの事」

十三日、辛酉。左頭中将（源経房）の妻男子を産む。即ち左兵衛督（藤原懷平）の外孫なり。産の時は辰の剋と云々。（藤原）資平の申すところ、驚きながら事の由を申し達し了んぬ。又云ふ、

「去る夜の御庚申作文有り。属文の上達部御物忌に籠候すへ左大臣・右金吾（齊信）・礼部（俊賢）・勘解（有国）と云々。題に云ふ、「花顔水作鏡」へ春を以つて韻と為す。」

十四日、壬戌。明日定め有るべき由召使来りて申す。

「陣の定めめの事」

十五日、癸亥。参内す。左大臣、内大臣、右金吾、礼部、権中納言、勘解、右大丞（藤原行成）同じく参る。諸国司申請の雑事を定め申す。斎院（選子内親王）禊祭の物進の未勘文左中弁（藤原説孝）これを進む。見了りて返し給ひ、国々の未進物を催し納むべき由を仰す。

十六日、甲子。今明口舌の物忌。要日に依り参内す。左中弁宣旨三枚を下す。即ち同弁に給ふ。右大弁殿上に候して云ふ、「しばらく退出の間雨降るへ時に未の一點」と。

十八日、丙寅。夜に入りて山井三位公へ藤原永頼<sup>42</sup>へ過ぐ。清談の間夜漏闌けて、出家の志を演ぶ。はなはだ憐むべし。

十九日、丁卯。明日試楽。御物忌に籠るべき由、内豎来りて仰す。所勞有り参籠すべかざるの由を申さしむ。資平同じく病の障りを申し参入せず。

廿日、戊辰。大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「后腹の女親王の笄日記<sup>43</sup>書き出し奉るべきの由、右頭中将（藤原実成）の召し仰せなり。日記若し候らば、書き写し献ずべし」といへり。村上御記・故殿（藤原実頼）の御日記詳しく記せらる有り。然れども見せしむべからず。天慶・康保等の外記日記借し与へ了んぬ。善言朝臣云ふ、「局記に見合せ將に進むべし」といへり。将監（三善）興光内より来りて云ふ、「今日試楽の舞人五人御物忌に籠候す」といへり。

「左兵衛督懐平の息男助命引出物の事、道風の手本」の三人、廿一日、己巳。内豎云ふ、「明日御物忌、今夜参籠すべし」といへり。故障を申さしむ。明日修繕すべきの経営有るに依るなり。左兵衛督愛子の小童へ助命を隨身す。(小野)道風の手跡一卷を与ふ。資平雑具を隨身して参内せしむ。

〔臨時祭の事〕

廿二日、庚午。八幡の臨時祭。時々小雨灑ぐ。未の剋ばかりに見物の者帰り来りて云ふ、「只今事了んぬ。近代の例に似ず、甚だ早々」と。今日侍所の石塔の次いでに所々に仰せ、寿命経七百十五巻を書写供養せしむ。即ち殊に一百巻を書写す。侍所例に依りて心経七百九巻を供養す。(源)致信朝臣云ふ、「寿命経・心経のおの一千巻書写供養すべし。これ致信の夢想の告げなり。而るを彼の数に満たずと雖も、しばらく供養し奉るところ、不足に至りては後日書供養を奉るべし」といへり。西の剋ばかり観音院の僧正(勝算)過ぎられ、やや久しく清談す。今夜より七箇日を限り不動息災法へ新図絵一万不動尊を修せしむ。伴僧八人。今年重く慎むべきに依る。鱧鮓・椿餅・粽等僧正の房に送る。

〔臨時祭の帰り立。御物忌に依り射場殿に於いて禄を給ふの事〕

廿三日、辛未。宮中将(頼定)同車して密かに見物す。下。午の剋ばかりに帰る。左府見物へ神泉北門。伊予守(高階明順)修法の阿闍梨・伴僧等の非時を調へ送る。資平申の剋ばかりに内より退出して云ふ、「御物忌に依り射場殿に候して、禄を給はり退出す」といへり。

廿四日、壬申。資平云ふ、「一昨予の宿所に於いて装束の間、権中納言・雲上の四品・五品来訪す。なかなずく左府の四位少将(藤原頼通)来る」といへり。権中納言松扇を借し与ふといへり。扇を返し奉らんが為、又宿所を過ぎらるるの恐れを申さしめんが為、納言の御許に参らしむ。

廿五日、癸酉。近江守(藤原知章)修善の阿闍梨・伴僧の非時を調へ送る。蔵人式部丞(藤原)隆光宣旨八枚へ賀茂祭に触るる宣旨を持ち来る。廿六日、甲戌。伊予守朝臣云ふ、「外帥(藤原伊周)今日昇殿を聴さる。今夕参内せらるべし」といへり。

「同人車副四人有るも難無きの事」

右金吾（斉信）・右大丞（藤原行成）云ふ、「車副四人有るべからず。なほ二人を用ふべし」といへり。件の事指したるところ無し。初め大臣になり、今大納言の上にならざるべきの宣旨有り。四人を用ふるに殊に責無きか。帥案如此之云々。後に兩人云ふ、「左府の気色」と云々。然れども指したる気色無しと云々。

「雉伊予守の宅に入る怪異の事」

予州亦云ふ、「雉宅に入る。重き怪」といへり。藏人式部丞隆光宣旨三枚を持ち来るの次で、今日外帥・大弐（藤原高遠）昇殿を聴ざると云々。

「男一親王の御対面並びに女一親王の着裳」

廿七日、乙亥。男等に仰せて修法の阿闍梨・伴僧等の非時を調備せしむ。今上の男一親王（敦康親王）へ七歳への御対面並びに女一親王（修子内親王）の着裳の日なり。仍つて雨を冒して午の剋ばかりに参内し、陣後を徘徊す。此の間右大臣参入す。左兵衛督（懐平）・左大弁（忠輔）素より陣に在り、他の卿相殿上に参上すと云々。右大臣相俱に参上し、諸卿男一親王の直廬へ藤壺。即ちこれ中宮の御在所へ参る。左兵衛督・左大弁・予の三人殿上

の侍所に候し、自余は皆ことごとく参入すへ左府、右府、内府、外帥（伊周）、中納言斉信・俊賢・隆家、参議有国・行成、三位中将兼隆等なり。申の剋天皇先に御座に出御。その儀正月四日の儀に同じ。親王暗部屋の前・殿上の侍所の前を経へ此の間人抱き奉る、仙華門を入りへ三相国・帥、近習の卿相門内に祇候す、仁寿殿の階隱に於いて拝舞すへ雨に依り此処を用ふ。左大臣進み寄りて扶持す。畢りて喚に依り長橋より参上し、東の又庇の南の第二間の円座へ前以つて敷く候し、即ち禄へ大掛を給はる。長橋より下り初めの処に到り拝舞す。左大臣親王に相従ひ、扶持すること初めの如し。拝舞了りて仙華門より出で、直廬に帰る。左大臣以下諸卿相送る。飛香舎の南廊に於いて饗有り。主上渡御し、同舎の南庇に御椅子を立て、着御の後諸卿へ簀子に候すを召し、衝重を給ふ。樂所の人を砌の下に侍らしめ、又絲竹に堪ふる侍臣上達部の座末に召し侍らしめ、竹肉の興有り。移漏に及ばず。此の間雨脚止まず。左大臣以下の侍臣・召人等禄を給はるに差有りへ大臣女装束。納言綾掛・袴。参議小掛・袴。侍臣縫物。召人疋絹。主上還御し、諸卿御供に候す。修子内親王清涼殿に於いて笄の事有り、亥の刻。その儀例に存り、つぶさに記す能はず。但し左大臣御裳の腰を結ぶへ西宮の帥（源高明）の承平三年の記（西宮記内親王着裳の条）に云ふ、「小一



条大臣（藤原忠平）康子内親王の裳の腰を結ぶ」といへり。件の記に依り結ぶところか。彼の年の貞信公御記並びに故殿の御記を見るにその事無し。若しこれ西宮記の相誤るか。注小一条大臣則ちこれ貞信公なり。女御藤尊子結鬢（本結せしむと云々）。橘徳子理髪へ御乳母。位三品。先年の例を尋ぬるに、三人未だ預かり参らざるところ、西宮記に依り行はるところか。彼の記小一条大臣裳の腰を結び、滋野内侍（幸子）理髪、尚侍本結を結ふといへり。奇とすべきの記なり。故殿の御記、尚侍を以つて御裳の腰を結ぶ人と為し、典侍（滋野）幸子を以つて理髪の人と為すといへり。なほ西宮記の錯謬か。左大臣初め召しに応じて参入し（内侍侍臣を召して告ぐ。若しこれ元服の時の例か）、腰を結び了りて退出す。更に召し有りて御前に参入し、禄へ大褂を給はる。長橋より下り、仁寿殿の階隱に於いて拝舞す（雨に依る）。次いで諸卿を御前へその座又庇、御読経の座の如しに召し、衝重を給ふ。主上大床子に御し、御厨子の御菓子（御台二本）を供す。藏人頭実成陪膳を為すも、警蹕を称さず。中納言俊賢御酒を供するも、警蹕を称さず。兩人の失か。しばらく母屋の南第二間の御簾を上げて、御膳を供するの道と為す。楽所の人を南廊の下に召し、絲竹を奏せしめ、その事に堪ふるの侍臣年中行事の御障子の下に候せしむ。御遊幾ならず。大臣以下禄を給はるに差有り

（大臣以下大褂。侍臣襖。召人疋絹）。此の間左右馬寮の御馬二疋滝口の戸より御前に牽き入る（左御馬礪寮允。右右近将監興光）。左大臣長橋の方より下り、左馬寮の御馬の綱末を執り、仁寿殿の階隱に於いて再拝す（御馬仙華門を牽き出す。先例なり）。須くこれに一拝すべし。失なり。主上御座を起ち入御の間、左大将（内大臣）警蹕を称す。本殿に於いて座を動かさしめ給ふ時警蹕無し。失誤甚だしきか。今日所々飩食等を饗饌すと云々。先例飩食南殿の前に列べ立つ。又諸卿宜陽殿の饗に着く。而るをその事無し。飩食に至つては西方に於いて所々に頒ち行ふと云々。又宜陽殿の饗無し。又清涼殿の御前に於いて音楽有るべし。而るを甚雨に依りて停止す。丑の一點事了りて退出す。今日の儀前例に因らず。若しくは時議に従ふか。

「左大臣家の御読経結願の事」

廿八日、丙子。午の剋ばかり雨止む。左府の御読経の結願に詣づ。行香の後酒食を差めらる。相府云ふ、「昨日奉る所の女一宮の位記請印せしむるために参入すべし」といへり。去夕の御馬、引き出し見せしめらる。今日会合の卿相中納言齊信・俊賢・隆家、参議有国・懐平・忠輔・行成、三位兼隆等なり。淡路守（藤原能通）朝臣修善の阿闍梨・伴僧等の非時を調へ送る。

廿九日、丁丑。修法結願。僧正布施の外、藝の装束一襲を奉る。源家師に請ひて、新写の法華経信解品を講演せしめ奉る。

〔同家作文の事〕

左府に於いて作文有り。属文の卿相以下文人多く会すと云々。

〔注記〕

長保六年秋冬（改元七・二〇寛弘元年秋冬）（一〇〇四）

(1) 東宮属ム丸Ⅱとうぐうぞくムまる。「属」は東宮坊の第四等

官に当る主典（さかん）のこと。「ム」は「某」の意。

(2) 損色文Ⅱそんじきぶん（そしきぶんトモ）。「損色」は建物の

破損箇所について画いた図面。また、その修復の見積り書。

(3) 丹生Ⅱにう。丹生川上神社（にうかわかみじんじや）のこと。

大和国吉野郡に鎮座の式内名神大社。雨師社とも。天武天皇四

十年（六七五）の創祀と伝え、特に止雨、祈雨の神として古来朝

廷の崇敬が篤かった。

(4) 貴布祢Ⅱきぶね。貴布祢神社（きぶねじんじや）のこと。山

城国愛宕郡の延喜式内社。現在は貴船と書く。京都市左京区鞍

馬貴船町に在り、早くから水神として祀られ平安遷都後、大和

の丹生川上神社と並んで、祈雨の靈驗ある神として崇敬されるに至った。

(5) 〔令宗〕允亮朝臣Ⅱりょうそうのただすけあそん。平安中期

最高の明法学者。

(6) 推問使Ⅱすいもんし。奈良・平安時代、地方で発生した犯罪

のうち、主として国司が当事者となった事件について、政府か

ら捜査・審問のために派遣された使者。十世紀以降の推問使派

遣の例は、謀叛密告（将門の乱など）や大宰（権）帥、大武に

対する愁訴・告発に殆んど限られるようになった。本条もその

例である。

(7) 〔藤原〕孝忠朝臣Ⅱふじわらのたかただあそん。生没年未詳。

平安中期の官人。左中将永頼男。『平安時代史事典下』には、

「右衛門権佐在任中の寛弘元年（一〇〇四）、宇佐八幡宮神人

により、大宰権帥平惟仲が愁訴された事件に際し、大宰府推問

使の長官として筑前国へ下向」したとあるが、この時点では、

本条の通り、いまだ筑前下向には至っていない。

(8) 温病を称して、使節を勤むべからずⅡ「重料」とあるのは

「重料」として処理する。宇佐八幡宮の神人から愁訴された惟

仲の咎は、惟仲夫妻の「はなはだ高い謀略」による追従をうけ

た左府（道長）の糊塗によって揉み消されようとしている。ま

た、本条の直後には、事件の善後策を講ずるとみられる道長の命を受けた惟仲の実弟生昌の急遽筑前下向の記事もみえる。そういう結果の見えている筑前下向を孝忠は肯んじないでいるのである。

(9) これに依りて申請の事を理られず推問使の「不可下向」のため、宇佐八幡宮神人の、平惟仲に係わる愁訴・告発は、これの理非曲直を判断出来ないでいる、の意。

(10) (藤原繁子) 〓ふじわらのしげこ。右大臣藤原師輔女。初め

円融天皇女御藤原詮子(繁子の姪)に仕え、彼女が懐仁親王(後の一条天皇)を生むや、その乳母となったが、寛和二年(九八六)一条天皇の即位によって典侍に任ぜられ、のち従三位となり、藤三位、藤典侍と号した。正暦三年(九九二)ごろ、平惟仲の妻となったが、長徳四年(九九八)惟仲の奔走によって彼女が甥の道兼との間に生じていた尊子が一条天皇の後宮に入った。長保二年(一〇〇〇)尊子は女御となり、夫の中納言惟仲も同三年(一〇〇一)大宰帥を兼任することになり、繁子は典侍を辞し、夫と共に筑紫に下向している。夫の惟仲が宇佐八幡宮の神人等から、その秕政を訴えられ、大宰帥兼任を免ぜられるのは、それより三年後、本条より六カ月後の寛弘元年(一〇〇四)十二月のことである。

(11) 近習の納言(源俊賢) 〓きんじゅうのなごんみなもとのとしかた(九五九―一〇二七)。俊賢は藤原道長の最も強力な支持者の一人であり、道長からも「勤公人に勝る」と評価されたが、実資は俊賢の道長に対する癒着ぶりを「貪欲謀略その聞え共に高き人」と非難している。

(12) 左府(道長)の病状は、『御堂閔白記』によると、当該の寛弘元年七月二日の条に「亥時許、忽ち霍乱に悩む。心神不覚、通夜辛苦」、また三日の条に「終日尚悩む。今夜より僧正を以て修善をはじめむ。今日より又三十講をはじめむ。悩みあり重しと雖も堂を渡る」とあり、そして四日の条は「心地頗宜」とあって、本条の記述とほぼ一致している。「霍乱」は『倭名抄』に「霍乱漢書云南越多霍乱之病矣。霍乱俗云之利与利久智与利古久夜万比」とあり、下痢、嘔吐を主訴とする急性の胃腸炎である。この時の道長も嘔吐に悩まされているが、二日間の煩いで治癒しておるので、食中毒のような急性の胃腸炎の症状であったと推定される。(服部敏良氏「王朝貴族の病状診断」)

寛弘二年春夏(一〇〇五)

(13) 鶏鳴天地四方ノ例の如し 〓これは四方拝の儀で、正月元日寅

の刻に天皇が清涼殿東庭に出御し、天地、四方、属星（ぞくせい。ぞくしやう。北斗七星の中でその年に当る星。即ち子年は貧狼星。丑・亥は巨門星など）、諸神（皇大神宮・豊受大神宮）、山陵を拝して、年災を払い宝祚長久を祈るものである。平安中期から後期にかけては、撰闕家に於いても四方拝が、天皇の四方拝の時刻よりや、遅れた卯の刻に行われた。同じく庶人もこれを行うようになった。

(14) 六出（六出）りくしゆつ。雪の結晶を花に見立て、六弁があるとして、これを雪の異称とする。六花。むつのはな。

(15) 小朝拝（小朝拝）こちやうはい。朝賀の後、大臣以下が天皇を拝する儀。朝賀が大極殿に文武百官の全てが参列する公式の礼であるのに対して、小朝拝は清涼殿東庭に殿上人以上が参列する私的な礼である。一条天皇以後は、朝賀は行われず、この小朝拝のみとなった。関白・大臣以下四位・五位・六位に至るまでが殿上に参入する。天皇は母屋の御簾を垂れて清涼殿の廂の御座の間に立てる殿上の椅子に着き、群臣は清涼殿の東庭に列立し、北上西面に拝舞する。四位、五位の後ろに六位という順で一列に立ち拝舞する。雨天の時は、仁寿殿の階下南廊などで行われ

(16) 春興殿（春興殿）しゆんこうでん。しゆんきやうでん。平安中期以降、

北方に建つ宣陽殿と共に、南庭で行われる儀式に際して、諸卿の列立する舞台となった。

(17) 膝下恙有り（膝下恙有り）しつかつかつが有り。霏々たる六出の冷湿のため、神経性の病疾が出たものか。右府顕光は時に62歳。

(18) 御曆奏（御曆奏）おんこよみのそう。「御曆（ごりやく）の奏」に同じ。平安時代、十一月一日に、中務省から、陰陽寮の曆博士の作った翌年の具注新曆を、紫宸殿で奉獻する儀式。なお、本条の通り、七曜曆は正月一日に奏進することになっていた。

(19) 気色を見せしむるに（気色を見せしむるに）左大臣（道長）の意向を伺わせると、右府（顕光）は膝の疾を訴えてはいるが、腋階からの参上は可能であり、首席の公卿が勤める内弁の事は勤め得ると思うので、自分は退出するということであった。

(20) 其の実有りと雖も、身に随へざる由を称す（其の実有りと雖も、身に随へざる由を称す）顕光の底の見える浅薄な弁明である。「其の実」は前に「今日の次第若し懐紙に注するか」とある通りの、節会の式次第を注した備忘用の懐紙である。

(21) 国栖奏（国栖奏）くすのそう。大和国吉野先住の国栖人が、大嘗祭や諸節会に参賀し、贄を奉じ歌笛を奏する儀。

(22) 宣制の後本座に復し、（宣制の後本座に復し、）宣命使である右大弁（行成）は、外記が内弁から執って参上した宣命を宣陽殿上の宣命使の標につ

いて宣制の後、参議・右大弁の列座に復するのである。「宣制」は、宣命を神前や群臣の前で読み上げることをいう。

(23) 諸卿直ちに着座後、「雨湿に依り拝礼無し」とある。通常は、主人が階下に出迎えるのに対して、客は前庭に並んで拝礼をした後、座に着くのである。

(24) 左府盃酒の間牛を与ふべきの詞有り。『大日本古記録』には「左府盃酒、次有可与牛之詞」とあるが、『史料大成』はこゝを「左府盃酒間有可与牛之詞」と作るのに従った。

(25) 尋ね記すべし。『べし』は記者実資自身の意志を述べたものか、或は「家の記」であるこの日録を手にする筈の子弟に対する勧誘の言葉か。いずれにしても、二宮大饗の際の禄は本来二宮よりあるべきものであつて、これを周囲のものに指駈（しそ）うする道長の「乗興扶醉」の所為を揶揄したものであろう。

(26) 宿意有るに依る。隆家の軽拳は、左府の邸より参内の際、主人斉信の履を執つて近くに來た慶家とその退出の先を争う形となつた偶発的なものであつたのか、それともともに権中納言で、正三位隆家と従二位斉信との間には、兼ねて遺恨の事があつたのだろうか。「拾遺」「右金吾」はそれぞれ「侍従」「右衛門督」の唐名である。

(27) 勘解由。『大日本古記録』は「勘解」とあるが「勘

解由」と作る『史料大成』に従つた。

(28) 武衛。ぶえい。兵衛督の唐名。こゝは記者実資の同母兄に当る左兵衛督藤原懷平（かねひら。九五三〜一〇一七）をいう。

二人は、ともに摂政太政大臣藤原実頼の孫であるが、実資は祖父実頼の養子となつたため、兄の懷平の叔父に当ることになつた。一方、懷平男である資平・資頼は実資の養子となつてゐる。この日三日の実資邸の会飲は実資の血縁につながる官人・派閥の正月の寄合の観がある。

(29) 藤原高遠。ふじわらのたかとお（九四九〜一〇一三）。参議。齊敏男。母は播磨守藤原尹文女で、記者実資の同母兄に当る。

左兵衛督を経て、寛弘元年（一〇〇四）大宰大弐（都督はその唐名）、同二年正三位となつたが、同六年、筑前守藤原文信の訴状により、大弐を停められ上京する。笛の名手で一条天皇の笛の師であり、叙三位はその妙曲による（『百鍊抄』）。中古三十六歌仙の一人として『拾遺』以下の勅撰集に二十七首入集する。

(30) 藤原頼親。ふじわらのよりちか（九七二〜一〇一〇）。中関白道隆の五男。長徳二年（九九六）左近衛権少将時代、兄弟伊周・隆家による花山院鬪乱事件に連坐して除籍されるが、同年のうちに復任し、もとのごとく近衛府に従う。のち左近衛中将、内蔵頭、敦康親王家侍所别当、備前守等を歴任し、寛弘五年

(一〇〇八) 敦成親王(のちの後一条天皇) 家司となる。

(31) 未煎<sup>II</sup>味煎(みせん)。アマズラの煎じ汁。薯蕷<sup>II</sup>しよよ。ながいも。やまのいも。ともに齋(とき)へ齋食(さいじき)又精進料理の料。

(32) 御齋会<sup>II</sup>ごさいえ。正月八、十四日に宮中において『金光明最勝王経』を講説して国家安穩を祈る法会。十四日の結願の日には内論義(内裏で僧たちが問答形式で仏教教義について議論するもの)が行われる。後の正月八日・十五日の条の記述を参照。

(33) 御給爵の請文<sup>II</sup>ごきゅうしゃくのうけぶみ。天子から賜わる年官、年爵、食封、位田、職田等についてのの上申文書。

(34) 筥文<sup>II</sup>はこぶみ。次条に見える「筥書」(はこがき)と同じ。「大日本古記録」は「莒文」とあるが、「筥文」と作る「史料大成」に従った。

(35) 藤原経通朝臣<sup>II</sup>ふじわらのつねみちあそん(九八二〜一〇五一)。記者実資の同母兄である懐平男。同母弟に実資の養子となった資平がいる。寛仁三年(一〇一九)参議、長元二年(一一〇二九)権中納言が極官。実資は甥の経通の才学を認めながらも、その権威に対して追従する言動にはしばしば批判的であった。

(36) 下名<sup>II</sup>おりな。叙位・叙目の議のち、四位以下の除人・任人の姓名を、文官・武官各別紙に参議が列記して、文官分は式部丞、武官分は兵部丞に下し、それぞれ早く各人を召し出して叙位・任官を実施させるための文書。下名の書様は、その姓名を位階ごとに列記する際、位階より一字下げて書くので下名といったようである。

(37) 二省<sup>II</sup>にししょう。「下名」を拜受すべき式部省(文官分)と兵部省(武官分)の丞。

(38) 春宮大夫<sup>II</sup>参らざる由を申す<sup>II</sup>こ、を「大日本古記録」は、「問春宮大夫参不、申不承由」とあるが、「史料大成」の「問春宮大夫参不申不参由」と作るのに依る。

(39) 仍つて外記を召し、式筥余の前に改め置かしむ<sup>II</sup>内大臣(藤原公季)が所労の事あり「不可候列」と言い、また上席の大納言・春宮大夫(通綱)も所労で「不可参入」とあって、実資は、この日正月七日の「白馬節会」に於ける外弁の上首(外弁上卿、または外弁上)をつとめることとなった。なお公季は、後の記述に依ると退入した右大臣(顕光)に代つて内弁をつとめていたようである。

(40) 御弓奏<sup>II</sup>おんたらしのそう。正月の七日の白馬節会に際し、兵部省より弓、矢を天皇に献上する儀式。「みたらしのそう」

トモ。のちには内侍所に付して奏するのが例となつたらしい。こゝもそのようにしている。

(41) 二省の列<sub>レ</sub>にしようのれつ。式部、兵部二省の官人の並び方。

(42) 八省<sub>レ</sub>はつしよう。八省院のことで弘仁(八一〇)八二四

ごろから朝堂院の別称となつた。朱雀門の正面にあつて、内裏南西に位置する大内裏の正庁。平安宮のそれは専ら宮廷儀礼の場であつた。

(43) 法用<sub>レ</sub>ほうよう。法要に同じ。

(44) 源忠良朝臣<sub>レ</sub>みなもとのただよしあそん。平安中期の武官。

文徳源氏。左兵衛尉、右衛門尉を務め、檢非違使を兼ねる。

『紀略』正暦三年(九九二)十一月三十日の条に、阿波国海賊追討使従五位下としてその名が見える。寛弘元年(一〇〇四)

下総守の任期中には藤原道長にも馬二匹を貢している。

(45) 法橋扶公<sub>レ</sub>ほうききょう(ほつききょうトモ)ふこう(九六六—一〇三五)。平安中期の興福寺の僧。長保五年(一〇〇三)

元興寺別当能治賞により法橋に叙され、寛弘二年(一〇〇五)には大安寺別当を兼ねる。万寿二年(一〇二五)興福寺別当に補される。長元四年(一〇三二)法印に叙され、同八年七月の入滅に際して、源経頼は「件人為一道之長吏久仕朝、尤可<sub>二</sub>悲歎<sub>一</sub>」と書き遺している。

(46) 卷数<sub>レ</sub>かんず。(かんじゆ。かんじゆうトモ)。寺院や僧侶が

教典や陀羅尼を誦誦し、その名目や度数を記録して願主に送る

文書。一般に卷数本と呼ぶ小枝に結んで届けられたので、卷数

一枝などと数えられた。こゝの願主は朝廷である。

(47) 手結<sub>レ</sub>てつがい。射礼・賭射や相撲などの勝負事で競技者を

左右に分けて二人ずつ組み合わせることに、またその取組をいう。

手番とも記す。特に射礼・賭射・騎射など、射術を競う儀式の

前に行う武芸演習をさす。そのうち、賭射(正月十八日)の手

結は、左近衛府は九日に予行の荒手結、十一日に本番の眞手

結を、右近衛府は十一日に荒手結(本条の場合はこれである)。

なお、この時実資は右近衛大将であつた)、十三日に眞手結を行つた。こうした武芸演習も本来は本番の儀の手結作成を目的

とし、成績を参考にして前一手、後一手以下の射手の順をつけ

たいわば番付である手結(手結文ともいう)を作つたが、特に近衛府の手結の順序の上下については、不満も起り(後述の

ように「隨身の近衛酒井正武」が、その不満を言っている)、

射手の番長や近衛等が多く撰閥家の隨身を兼ねたことも関係して、何度も改めた例が『小右記』に見えている。

(48) 但し頭中将は「罷り着くべし」といへり頭中将は今明物忌に当るけれども、手結は近衛府の重要行事であり、「手結者府

大事、公家所「知食」「小右記」寛弘二年（一〇〇五）五月七日（の条）、己の物忌に優先すべきことと「覆推」（反覆推考の意）し、荒手結に立ち合う積りだと言っている、の意。この時の頭中将は、藤原実成である。

(49) なほ本の所に立つ前一手の多為重には過失があり、私には過失がないにも拘らず、なおもとの番付案のままに二番手になっているのは得心がゆかないという正武の不満表明の言葉である。

(50) 然れども其の由を問はしめずして了んぬ。『大日本古記録』は、こゝを「然而不令問其由耳」とあるが、「然而不令問其由了」と作る『史料大成』に依った。

(51) 物節ものものふし。近衛府の下級官人で、音楽に長じた者の中から特に任ぜられた者の呼称。

(52) 垣下ゝえが。えんが。かimotoとトモ。饗宴の折に、正客でなく、相伴ににあずかる人。客員の貴族。「朝大夫」（ちようたいふ）は五位の官人の唐名。

(53) 今明外行すべからず。こゝを『大日本古記録』は、「今明不レ外行」とあるが、「今明不可外行」と作る『史料大成』に従った。

(54) (藤原)資平云ふ。資平は、御齋会の翌日、前日の御齋会后

の宴の次第を、障りのため参内のかなわなかった父の実資に報告しているのである。「丞相」「將軍」はそれぞれ「顕光」「実資」を指している。

(55) 昨の饗々左府命ぜらるる。顕光の非難に対する実資配下の嘉武の弁明の言葉である。

(56) もしこれ宇佐宮の御祟りかと云々。関連記事として注記(7)の(1)を参照。

(57) 寛弘二年正月十六日。十六日の雑事記事を先に書き、この日の「踏歌節会」の記事は筆を改めて書いたものか。或は、この日の記事の終りに、隆家が節会に遅参の理由を「無劔」と弁明しているので、こゝは寛弘三年の記事が竄入したものであるうか。隆家が帯劔を許されるのは寛弘二年の二月以降（二月日止侍従勅聴（授）帯劔）『公卿補任』寛弘二年の項のことである。なお節会は、十四日に男踏歌、十六日に女踏歌と行われていたが、男踏歌の方は、平安中期の永観元年（九八三）以後行われなくなっていた。

(58) 右府懐紙の小書を見て云ふ。こゝを『大日本古記録』は「右府云、見懐紙小書云」とあるが、先の「云」を「衍力」として、「右府見懐紙小書云」と作る『史料大成』に従った。

(59) 内教坊の別当。ないきょうぼうのべつとう。女踏歌では、声



よく歌う内教坊の妓女が約40人、満月の後の夜を紫宸殿の南庭で踏歌し、大地の精霊を鎮める。この妓女たちに女楽を教習する官司が「内教坊」である。「内」は内親王の「内」と同じで女性の意、「教」は女楽を教習すること。「別当」はその「内教坊」の長官で、本来は近衛の中・少将が補されていた。

(60) 射礼Ⅱじゃらい。毎年正月十七日、建礼門前において親王以下五位以上及び左右近衛・左右兵衛・左右衛門府の官人などが弓を射て競う儀式。

(61) 賭射Ⅱのりゆみ。射術を競う儀式には、射礼・賭射・騎射とあるが、騎射は端午節の五月五・六日に左右近衛府に於いて行ない、賭射は正月十七日の射礼の翌日の十八日に左右近衛・兵衛の四府に於いて行われた。賭物を出して弓の勝負を競うことからこのように言われ、十八日の儀式当日は天皇が弓場殿に出御御覧あり、勝方は負方に罰酒を要求し、勝方は天皇より賭物を賜る。

(62) 射遣Ⅱいのこし。正月十七日に行われる射礼に出席出来なかつたり、遅参した六衛府の官人が翌日の十八日に改めて射る儀式。前日の射礼に比べ略儀で参議一人が建礼門前に遣わされて行事に当った。本条でも参議・大藏卿の藤原正光が一人遣わされている。射遣の儀が終了すると、弓場で賭射が行われた。

(63) 射手の奏Ⅱいてのそ。左近衛府の射手の姓名を奏聞する上奏文。次の割注のうちの「兵衛奏」は、左兵衛府の射手の姓名を奏聞する、また「箭取奏」は射場で矢を拾い取る役の左近衛府の官人の姓名を奏聞するそれぞれの上奏文。

(64) 府奏Ⅱふのそ。右近衛府の射手の姓名を奏聞する上奏文。次の「兵衛奏」「矢取奏」はそれぞれ右兵衛府の、また右近衛府の該当者を奏聞する上奏文。下官(実資)は、右近衛大将である。

(65) 御麴塵Ⅱおんきくじん。服色の名。古来青色と名付けられ、麴の花の咲き始めのころの色をいう。黄がちの青色で山鳩色ともいう。麴塵袍は天皇の略儀の服で、青色の袍、青白椽の袍ともいう。この色は禁色で、天皇・上皇・皇太子のほか、一般臣下の着用は禁じられた。

(66) 吉上Ⅱきちじょう。内裏の諸門に置かれた陣に当直する左右近衛府の官人、舍人。元来は、広く六衛府の官人、門部、舍人等の陣直者を意味した。

(67) 左右乱声するもⅡ乱声(らんじょう)とは笛・太鼓・鉦鼓による無拍節の曲をいう。主に舞楽で舞人の登場に奏される。平安時代には朝覲行幸の入御・還御の際や、相撲・賭射・競馬等の行事において奏され、左方が勝つと小乱声や陵王を、右方が

勝つと高麗乱声や納蘇利を、引き分けると左右ともに乱声を奏した。こゝは、後の「故殿の天慶六年正月十八日の御記」の場合と違って、「持」ではなく、「右勝」（勅によって「左勝」となったが）ゆえ、「左右乱声」というのはおかしい。吉上の報告に誤るところがあつたか。尚、紀正方らの報告では「持」となっている。

(68) 龍王（らりようおう）。羅竜王とも羅陵王（らりようおう）とも蘭陵王（らんりようおう）ともいう。雅楽では左方の唐楽で、右方の高麗楽（こまがく）の納曾利（なつせり）・納蘇理（なつしり）。なそり」と番舞（つがいまい）として演じられた。

(69) 未だ舞ひ了らざるに主上入御す（しんじょうにり）。天皇は左を勝ちとされた御裁定に拘つておられるようで、自分の誤りの裁定に従つた舞の順序ゆえ座に居た、まれずの入御であつたか。

(70) 勘へしむるに（しむるに）。『故殿の御記』の記者藤原実頼が検討させるのである。

(71) 厨家に戒めらる（いけめらる）。ちゆうけにいましめらる。「厨家」は、太政官厨家で、太政官に置かれて、酒饌供進などを受け持つた部屋である。職員としては、別当・預・案主とがあり、別当は少納言・弁・外記・史から各一人が兼務する。職掌からして少納言局より弁官局に密接な関係があるため、厨家別当として実質

的な運営に当たっていたのは、ほとんど弁・史であつた。また弁官局の中で左大史（だふし）のみが実務に携わり、やがて、この大夫史を小槻氏が世襲するようになった。本条も、その小槻奉親が、明日の受領功過定めに備えて湯漬を備進するように、道長から指示を受けたと言っているのである。

(72) 兼ねて濫行を致す（あやまらむ）。蔵人等が、奪取された簪等を取り返そうとし、奪取した侍臣もまたこれを迎えて互いに濫行に及んだのである。

(73) 蔵人少将経通（けいと）。くろうどのしょうしょうつねみち（九八二—一〇五一）。前出。注記(55)を参照。永祚二年（九九〇）叙爵。左少将、蔵人、左右中弁、中宮（藤原彰子）。権亮、春宮（敦成親王、のちの後一条天皇）。亮等を歴任し、長和五年（一〇一六）蔵人頭となる。

(74) 実正の勘当と申さず（まことのかんとうとまをさず）。じつしょうのかんどうと申さず。正式のものでなく、内々の処分であつたの意。奪われた方の責任者として、その責を問われたのである。奪つた方の侍臣は、二十四日になって勘事に処せられている。

(75) 頼親朝臣（よりちかあそん）。申し入る（まをこ）。『頼親』については前出。注記(30)を参照。其の事（あやまらむこと）（濫行事件）に関係した人々のこととは知らないが、資平がそれに関与の疑いを持たれており、近

く召問されるであろうと教えて呉れたの意。資平は十六日に、「被<sup>レ</sup>処<sup>レ</sup>勘事」た経通の実弟に当たたる。

(76) 去る夕召有るに依るなり<sup>〓</sup>そういえば、山に登った留守中に、

資平への召があつた。前条の「これ」は資平を指す。結局、資平は、その弁明が認められて二十四日に至って無実とされた。

(77) 重ねて転任の奏放つべからざるなり<sup>〓</sup>こ、は「重転任奏不可放給也」として「桑名本無給字」と割注をする「史料大成」に従うべきであろうか。これに従えば、「重ねて<sup>〓</sup>允(じょう)馬寮の三等官)を申請することの上に重ねて、属(ぞく)馬寮の四等官)の<sup>〓</sup>転任の奏放つ(言う。申請する)べからざるなり」となる。

(78) 戸解<sup>〓</sup>しかい。「入寂」のこと。

(79) 引汲の人事に依るか<sup>〓</sup>「引汲」(いんぎゅう)は訴訟・論争の時、弁護・支援することをいう。右府顕光の、二十四日夜の、道長邸忽忽の訪問は、わが身に係わる人物の除目人事への配慮を道長に依頼したものではないか、の意。

(80) 作物所預<sup>〓</sup>つくもどころのあずかり。「作物所」は、宮中の調度品などを調進する所で、承明門の西回廊に開かれた掖門の永安門の北西(進物所の西)に在り、細工人三〇人(八四八年)がおり、職員に別当・預がいた。

(81) 議所<sup>〓</sup>ぎしよ。宜陽殿南廂東二間。叙位・除目の際、公卿が御前に参上する前後にここに着し、ここでの行事を行った。

「ぎのところ」とも訓む。

(82) 勘出<sup>〓</sup>かんしゅつ。この語には普通次のような意味がある。(一)令制において、調・庸・雑物を納める時、帳簿と対比して欠失ある時、帳簿を返却して翌年補填させたことをいう。平安時代には、補填されない欠失・未納分が累積したので当年分のみ納め、先年の欠失・未納分は一定の率により納入させること、

した。(二)国衙領・荘園において、検田・検注によって、帳簿に記載されていない田地を摘発すること。新たに帳簿に載せられた田地を勘出田という。

(83) (石作)忠時を以つて訪<sup>〓</sup>「大日本古記録」はこ、を「以(石作)忠時訪<sup>〓</sup>とあるが、「以忠時訪<sup>〓</sup>と作る「史料大成」に従つた。

(84) 或は遇ひ或ひは不<sup>〓</sup>「大日本古記録」はこ、を「或遇或不<sup>〓</sup>とあるが、「或遇或不<sup>〓</sup>と作る「史料大成」に従つた。

(85) 尊勝陀羅尼五十遍を讀<sup>〓</sup>すべきの由<sup>〓</sup>「大日本古記録」はこ、を「可読(マ、)尊勝陀羅尼五十遍之由<sup>〓</sup>とあるが、「可読<sup>〓</sup>尊勝陀羅尼五十遍之由<sup>〓</sup>と作る「史料大成」に従つた。

(86) 弥勒寺の講師元命<sup>〓</sup>みろくじのこうじげんみょう。「弥勒

寺」は宇佐宮神宮寺。豊前国宇佐郡、現在の大分県宇佐市大字南宇佐宇佐神宮境内に寺跡がある。元命がこゝの講師に補任されたのは長保元年（九九九）のことで、本条より七年前のことである。そして、その二年後の長保三年（一〇〇一）に中納言平惟仲が大宰帥を兼任することになるのである。

(87) (敦康親王) Ⅱあつやすしんのう（九九九〜一〇一八）。一条天皇第一皇子。母は皇后藤原定子。長保元年十一月、前但馬守平生昌の三条第において誕生。翌二年四月親王となるが、十二月、母定子が薨去したため、叔母御匣殿（道隆の四女）が後見することとなった。しかし彼女も二年後に死去して、中宮藤原彰子が後見することとなり、事実上道長の庇護下に入ることとなった。但し、寛弘五年（一〇〇八）道長の外孫敦成親王（のちの後一条天皇）が誕生するや、敦康の東宮のことはなく、据え置かれる形となった。本条の寛弘二年（一〇〇五）二月当時は七歳。

(88) (修子内親王) Ⅱながこないしんのう（九九六〜一〇四九）。一条天皇第一皇女。母は皇后藤原定子。敦康、媛子（よしこ）。長保二年（一〇〇〇）十二月誕生）は同母弟妹。長徳四年（九八八）十二月、三歳、道長が裳の腰を結んで着袴。本条の寛弘二年（一〇〇五）二月、十歳、着裳。着袴の時と同じく道長が

裳の腰を結んだ。

(89) 事平懐に渉るⅡことへいかいにわたる。その行為は傍若無人であるの意。「平懐」は、とりつくろわず、無遠慮なこと。

(90) 大式（藤原高遠）隨身の愛子Ⅱ実資の実兄の高遠が同伴して来た、その愛児。

(91) 釋奠Ⅱしゃくてん。せきてん、さくてんトモ。孔子やその弟子（十哲）を祀る大陸渡来の儒教儀礼で春秋二回、二月と八月の上丁日に主として大学寮で行われた。後の事になるが安元三年（一一七七）の大学寮火災の際には、煙の中から孔子の御影を運び出したほどにこの儀礼は儒教主義国家の重視するところであった。「釋奠式」「釋奠儀」「釋奠図」など多く現存する。

(92) 仍つて葉子を与ふⅡ「葉子」（よう（えふ）し）は「卷子」の対語で、巻物ではなく一枚一枚めくれる書籍。釋奠の儀に着いた斉信が、その晴儀を行おうとしたのだが、行事の煩瑣に困惑しふさぎこんでいたので、実資が助け舟を出して、式次第などを書いた葉子を与えた、の意か。

(93) 官政Ⅱかんせい。太政官で行われた政務。平安中期より諸政裁定としての本来の官政が行われることは少くなり、外記政が通常の形となって、政務の実質を備えない儀式と化していた。

(94) 大学に向かふⅡ釋奠の儀に着くために、である。

(95) 晴儀を行はず雨儀を用ゐるに実資の援助で正式の儀を行おうとしたのだろうか、結局略式の儀で終わることになった。

(96) 町尻殿にまぢじりどの。この邸は二条大路北、町小路西に位置し、二条殿とも呼ばれた第宅で、関白藤原道兼（九六一〜九五）の邸であつた。この邸の東隣が実資の小野宮邸（南町）であるので、本条の「町尻殿」は、「小右記」寛弘二年（一〇〇五）四月十四日の条に、「今夜亥剋尼君始渡給西宅、本是厩地、相替東地所奉」とある、実資の姉尼君の居宅を指して言つたものかと思われる。とすれば、「弁腹の小童」とある

幼児の母親の「弁」は、実資の姉尼君に仕える女房で、実資の召人ででもあつたのだろうか。

(97) 東三条にひがしさんじょう。東三条第。平安左京三条三坊一・二町に所在した平安時代の代表的第宅。忠仁公（藤原良房）によつて創建され、基経―忠平―重明親王―兼家―道隆―道長―頼通―師実―師通―忠実―忠通―基実と続く摂関家嫡流に伝領された。この間、寛平年間（八八九〜八九八）には陽成・宇多上皇の後院となり、また、天元三年（九八〇）には藤原詮子（円融女御・兼家女）が当第で懐仁親王（のちの一条天皇）を儲けられた。本条の通り、寛弘二年（一〇〇五）二月十日、道長は造替の成つた当第に入るが、同年十一月の内裏焼亡により、

当第は一条天皇の里内裏として用いられることになる。「新宅の儀を用ゐる」の「用ゐる」は行なう、の意。同夜また、翌十日午後、「擲采の戯」（てきさいのぎ）は、さいころを投げて勝負を競う遊戯。

(98) 列見にれっけん。毎年二月十一日に六位以下の叙位候補者を大臣若しくは式部・兵部卿が引見する儀式。長上官主典以上の叙人は大臣が弁官南門内で、番上官の叙人は式部・兵部卿が両省で引見した。本条の「行成」はこの時、兵部卿であつた。

(99) 参籠せずんぬにこを「大日本古記録」は、「不参籠耳」とあるが、「不参籠了」と作る「史料大成」に依つた。実資は、円融天皇御国忌のための宮中での御物忌には参籠しないで、円融寺（山城国葛野郡に在つた。寺域は現竜安寺の地域に当たる。僧正寛朝の住坊が円融上皇の御料となり、出家後の上皇はこ、を住坊とされ、初めは円融院の名であつた。やがて寺とされ、仁和寺を本寺とする四円寺の最初のものとなつた。景勝の地である）で持たれた御八講に参つてゐる。

(100) 一日の儀行の御事申文を越える由に「大日本古記録」一文以後、注記番号は(100)を越えるので、改めて注記(1)から始めるものとする。

大蔵司に於て其面中央の門。支那門。不問門。水櫃式

- (1) 堂童子Ⅱどうどうじ。諸寺の堂舎に分属し、堂内の仏に奉仕し雑事を取り扱う童形の下部。宮中の法会、齋会では官人が臨時に堂童子に任せられ、天皇在居の法会では藏人が務めた。
- (2) 相府Ⅱしようふ。大臣の唐名。こ、は左大臣の道長を指す。
- (3) 藤原斉敏Ⅱふじわらのただとし(九二八〜九七三)。「小右記」記者実資の実父。関白太政大臣実頼の三男。母は藤原時平女。室に藤原尹文女があり、斉敏との間に高遠・懐平・実資(祖父実頼の養子となる)を儲ける。薨去時は、従三位参議兼右衛門督檢非違使別当伊予守であった。「遠忌」(おんき)は死者に対する十三年忌以上、十七年・二十五年・五十年・百年などの遠い年忌法会、遠年忌である。
- (4) 御馬の解文Ⅱおんうまのげぶみ。信濃・上野・武蔵・甲斐四国の御牧から貢上された馬を、宮中で天皇が御覧になり、のちその馬が貴族たちに分給され、それを彼らが牽く。その「駒牽の儀式」に際し、上卿が貢馬の毛色などを記したものを天皇に奏上する。これを「御馬の解文」というのであるが、それが寛弘元年(一〇〇四)には遅延していた——武蔵秩父の場合は、その儀が八月十三日に当てられていた——それを明年の二月になつて奏上することになつたというのである。
- (5) 偉鑿門Ⅱいかんもん。平安京大内裏の外郭十二門の一。一条

- 大路に面した北面の中央の門。玄武門、不開門とも。永祚元年(九八九)大風で転倒するなど、平安時代を通じて何度か災難にあつてゐる。
- (6) 一日の濫行の男等申文を進むる由Ⅱ「大日本古記録」「史料大成」ともにこ、を「一日濫行男等由進申文」と作るが、今仮に上の如く訓んでおく。
- (7) 泰山府君祭Ⅱたいざんふくんさい。泰山府君は中国山東省の名山、泰山の東岳に祀られ、人間の生死、禍福を掌るといふ道教の神。泰山府君は冥府の神であるが、多くの属神を持ち人間の行為を常時、監察記録し吉凶禍福を与えるとされたので、むしろ現世利益祈求の対象となり、延命授福、治病、攘災、官位昇進等が盛んに願われた。
- (8) 仁王会Ⅱにんのうえ。護国經典として重んじられた「仁王般若経」を講じて鎮護国家を祈念する法会で、朝廷が主催する官会と、特定の寺による寺会に大別される。平安時代に修された官会は、天皇の即位ごとに行われる一代一度仁王会(踐祚仁王会)、一年に春(二月或は三月)秋(七月或は八月)各一回行われる定季仁王会、及び臨時仁王会に類別された。
- (9) 相撲の使Ⅱすまいのつかい。部領使(ことり——コトトリ(事執)の約——づかい)のこと。七月の相撲の節会に、国々

の力士を召し出すために、二、三月頃、近衛府より諸国に遣わされた使者。

(10) 仍つて将監(中臣)嘉武を遣はして、を『大日本古記

録』は「仍將監(中臣)嘉武」とあるが「仍將監嘉武」として

「仍下恐脱遣歎」と割注する『史料大成』に従う。

(11) 上東門宮じじょうとうもんぐう。前出の東三条第と共に、道

長の邸第の一つ、上東門第のこと。寛弘五年(一〇〇七)『紫

式部日記』の冒頭に於いて、その秋色の気配が描かれることに

なる土御門第である。京極第とも呼ばれた。こ、はもと、左大

臣源雅信の同母弟の右大臣重信の第宅であったものを、雅信女

で道長の室となった倫子が伝領したことにより、道長の所有す

るところとなったものと思われる。

(12) 即ち納言勅授を賜るなごんしやくじゆ隆家は侍従を辞退したのに対して即座

に、帯剣参内の勅許を賜った。「二月日止侍従。勅聴帯剣」

(「公卿補任」)

(13) 御前・南殿・諸宮・諸社等別修去年の如しごぜんなんてんしよきやうしよ本条は、春の定

季仁王会か、臨時仁王会であるが、百を満たす高座を設けるの

は、一代一度仁王会(踐祚仁王会)の場合と同じで、大極殿、

紫宸殿、清涼殿、院宮をはじめ諸司、また寺社にも及んでこれ

が設けられた。注記(8)の「仁王会」の項を参照。

(14) 但し今般々講ぜしめ奉るたゞしこんぱんぱんかうぜしめほうる諸宮、諸社等に対する処置である。

(15) 八省の東廊に参るはつしやうのとうらうにまゐる「八省」(はつしょう)は「八省院」で、

朝堂院(この北部中央に正殿の大極殿がある)の別称である。

ここで朝講のはじまるのを待つか。

(16) 檢校けんぎょうけんぎょう。本来は、社寺の総務を監督する役をいう。

こ、は、仁王会を総監する役か。

(17) 座に在りまゐりに大極殿内の檢校・行事の座に着いていた。

(18) (藤原)懐忠わいぢゆうふじわらのかねただ(九三五〜一〇二〇)。

懐忠は参議ではなく、大納言である。それに後の条にある通り、

彼は、この日は最初から南殿にいた。こ、は藤原懐平(後の条

で正光と共に清涼殿に参上している)とあるべきところである。

記者の誤記か。

(19) 行香ぎやうぎやうこう。清涼殿に於ける仁王会の行香である。

(20) 藤原伊祐朝臣ふじわらのこれすけあそんふじわらのこれすけあそん(？〜一〇一四)。

丹波守為頼男。主殿助、式部丞、阿波守、讃岐守(この任中の

長和三年に卒去)等を歴任。上流貴族とも交渉を持ち、道長は

度々伊祐宅に方違を行い、また実資も、伊祐の危篤に際して薬

を贈るなどの心遣いを見せている。四日後の二十九日の条では、

実資の実兄の高遠は、大宰府下向に際し伊祐領の桂宮(平安左

京六条二坊十三町の一町を占めた邸第)から出門している。

(21) 大臣の下大納言の上に列すべきの宣旨伊周に下された議定の席次である。内大臣藤原伊周は長徳二年(九九六)に失脚したが、やがて許されて本位に復し朝参させられたが官はなく、座次を大臣の下、大納言の上に定められた。(前大宰権帥從二位藤原朝臣伊周。二月二十五日宣。列大臣下大納言上而朝参者。『公卿補任』)。

(22) 帥の座次の宣旨の事愁へ恨むること有らんかこの条「史料大成」は、これを欠いている。

(23) 経通つねみち(九八二—一〇五一)。権中納言懷平男。叔父の実資の養子となつた資平の実兄。注記参照。

(24) 譬喩品ひゆほん。法華經の漢訳は三種あるが、そのうち一般に用いられたのは、鳩摩羅什訳の『妙法蓮華經』八卷二十八品であり、その前半の迹門のうち序品・方便品に続く第三番目が譬喩品である。

(25) 沐浴せずもくよくよせず。病魔をはらうための解除(はらへ)をするのだが、なお体熱が取れないため祓はらえの水を浴びずにいる、の意。(中)

(26) (敦道親王) あつみちしんのう(九八一—一〇〇七)。冷泉天皇第四皇子。母は女御藤原超子。同母兄に居貞親王(のちの三条天皇)、為尊親王がいる。幼時より外祖父兼家の東三条

南院で育てられ、正暦四年(九九三)二月、南院で元服、同時に着裳した道隆の三女と結婚し、以後南院を本邸とした。まもなく大宰帥となり、寛弘四年(一〇〇七)四月三品に叙され、同年十月二日に薨去。なお長保四年(一〇〇二)六月に26歳で逝つた兄為尊の死の翌年四月に求愛した和泉式部が敦道の南院にひきとられて、その召人となつたのは、本条より二年以前の長保五年(一〇〇三)十月のことであつた。「青革」は劔の鞘に巻くのであろう。

(27) 右兵衛尉多好茂うひょうえのじょうおのよしもち(九三四—一〇一五)。好用、吉茂とも記される。平安中期の衛府の官人で舞の上手。「御堂」寛弘五年(一〇〇八)正月二日の条に「右兵衛尉多吉茂生年七十五立舞」とあり、また同七年七月十七日の条には「此日一宮(敦康親王)御元服、(中略)仰云、右兵衛尉多吉茂年七十余、当時物上手也。可加任右衛門権少尉者、是立舞間、上達部等多哀憐、仍有仰歎」との記載がある。

(28) 此の間拍鉦へ拍鉦に懸けて舞ふ。便無きに似たりを舞ふこ、を『大日本古記録』は「此間舞拍鉦、へ拍懸竿舞、似無便也」とあるが、割注の中をへ拍懸竿舞似便(「無」を脱す)也。

○竿若鉦歎と作る『史料大成』に従つた。尤も雅楽曲の「拍



鉾（こまほこ）は、一名「棹持舞」とい、棹を持って舞う

とあるので、『大日本古記録』に従うべきかも知れない。なお、

「便無きに似たり」は、左大臣が肩に懸けて呉れた栞を鉾、或は竿・棹に懸けて舞うのは失礼だ、の意。

(29) 盃酒数巡にして楽了んぬ（こ）、を『大日本古記録』は「盃酒

数巡、楽了儂人（こ）」と訓むが、「盃酒数巡楽了、儂人（こ）」と訓む『史料大成』に従った。

(30) 頼通（ふじわらの）よりみち（九九二—一〇七四）。道長

の一男。母は左大臣源雅信女の倫子。この年寛弘二年（一〇〇五）、頼通は14歳。幼名田鶴を頼通と改めた元服の翌年、13歳

で右少将の時、春日祭使の大役を務めた。二年後の15歳で従三

位に叙せられ公卿（参議）に列し、権中納言を経て22歳で権大納言に進んだが、それはいずれも父道長より四、五年早い栄進

であった。頼通の下襲の「火色」は「緋色」である。「黒」の

半臂（はんぴ。束帯の時、袍と下襲との間に着る袖無し（の）の胴衣）との対照が儂人として立つ姿に鮮やかである。

(31) 反閑（へんぱい）。陰陽道の呪法の一。禹歩（うふ。ふほ）。

笏などを持ち、竜樹菩薩などを勧請、五歳の氣を覲じ、天門呪などを誦し、遁甲の九星に謹請しながら禹歩を行い、反閑呪を唱える。その際、貴人も追歩する。こうして邪氣を払い正氣を

迎え、幸福を開くのだという。主に出行・移徙の際に行い、天

皇・中宮・東宮は本所外の行幸・行啓に必ず行う。

(32) 乘輿の後騎馬の女十四人（こ）『大日本古記録』は（こ）、を「乘御

輿後騎馬女十四人」とあるが「御」を「他本に無し」と注する『史料大成』に従った。

(33) 藤原妍子（ふじわらのきよこ）（九九四—一〇二七）。道

長の二女。母は源倫子。同母兄弟に頼通・教通・彰子・威子・嬉子がいる。「后がね」として育てられ、本条の前年の寛弘元

年（一〇〇四）十一月に尚侍となる。寛弘七年（一〇一〇）正

月に従二位に叙され、二月東宮居貞親王（のちの三条天皇）のもとに入り、翌年女御となる。

(34) 神祇官（じんぎかん）。律令制の二官（太政官と神祇官）の一

つで、神祇行成を管掌した中央官庁。

(35) 仍つて内に入る（うち）。「内」は「内位或は内階」のことで普通の

位階をいう。狛茂樹は外従五位下であった。「外」というのは「外位或は外階」のことで郡司など地方豪族以下が任用される

職や蝦夷などに授けられた位階で、二〇階があった。また中央貴族でも家柄の低い者は外五位を履む内・外階制が生まれた

（多（おお）は朝臣なるによりて内位に叙す、狛（こま）は下姓によりて外位に叙す）（『古今著聞集』）。その外位（外階）

であったが、この度の叙位に依って茂樹は内位（内階）となった。内位の五位として殿上人の地位を得て、参内出来るようになったのである。

(36) 左府時に当たり相定め行ふところなり神殿預などの賞進のことは、道長が、その時に於いて特定の者を指名し、これを行うというのである。

(37) 右府の料牽出物馬二疋右府顕光の貰い分は牽出物の「馬」（『大日本古記録』はこの語を落す。今『史料大成』に依る）

二疋であった。

(38) 行啓の陣に扈従の上達部中宮の行啓を警備するために供奉した公卿たち。

なお、前条の彰子に対する「皇后」の称は不審。単に「后」の意味で使ったものか。

(39) 資平云ふ、「定佐く交らず」といへり蔵人定佐を弁護する資平の言葉である。定佐は大原野社から内裏まで終始、中宮に扈従していた。ただ、中納言隆家卿を引き合いに出して、その

装束の過分を檢非違使別当齊信に咎められたゆえ、衆目を憚り人目に立たないようにしていたのだ、の意。

(40) 件の祿は左府の殊に給ふところなり彰子の大原野社行啓に對する供奉の賞は道長の厚志より出たものであって、宮の廳に

不服を申し出る筋合の事ではない。年長者（忠輔は時に62歳）にあるまじき嘲哂すべき行為である。忠輔は、常に空を見上げ沈思する癖があり世人は彼のことを「仰ぎ中納言」と呼んで揶揄したという（『江談抄』二。『今昔』二二八の二二二）。彼には奇矯な言動が多かったのだろうか。

(41) 秣藪まつすう。馬草のこと。

(42) 纏頭てんとう。かずけもの。もとは衣服を脱いで与え、その頭に纏（まと）わせたところから、このように言った。

(43) 驚きながら事の由を申し達し了んぬ懐平は他出中であつたか。記者実資の同母兄に孫の誕生である。懐平の婿源経房（みなもとをつねふさ）は左大臣高明の四男。母は右大臣師輔女。伊予介、備中守、蔵人頭等を経て、本条より三カ月後の寛弘二年（一〇〇五）六月十九日に参議となつてゐる。母が師輔女であることから道長とは従兄弟の間柄となり、撰閲家への奉仕に努めているようである。『栄花』一六には、道長の子供のように思われていたとある。

(44) 山井三位公（藤原永頼）やまのいのさんみこう。ふじわらのながより（九三二〜一〇一〇）。記者実資の母方の叔（伯）父。伊賀守尹文の男。母は右大臣藤原定方の女。美作守等七カ国の受領を歴任。中宮権亮。寛弘元年（一〇〇四）造仁寿殿功

により従三位に叙せられ、山井三位と号された。山井は岳父定方より伝領した第宅の名で、左京三条四坊十五町に所在した。本条にある通り寛弘二年（一〇〇五）に出家し、同七年卒去。永頼の姉妹は藤原齊敏に嫁し、実資を生んでいる。

(45) 后腹の女親王の笄日記Ⅱ一条天皇皇后定子の女修子内親王（ながこないしんのう。注記(8)を参照）の着裳に当って、その式次第を参考とするための笄日記である。女子は普通15歳で髪を結び、こうがいをさした。ひいては「笄」は女子が成人に達することを言い、その成人着裳の式次第を記したものが笄日記（こうがいのにき）である。

(46) 局記に見合せ将に進むべしⅡ実資から借覧した天慶（九三八〜九四七）朱雀・村上天皇の御代）・康保（九六四〜九六八）村上・冷泉天皇の御代）等の年間の外記日記に記載されている着裳の式次第のコピイを、外記局に保存されている日記と照合・確認して朝廷に進める（たてまつる）積りだ、の意。こ、は、実資が家の記（故殿の御日記・清慎公記）を秘匿した、その一例のみえるところである。

(47) 心経Ⅱしんきょう。「般若波羅蜜多心経」の略。わが国では唐の玄奘訳が流布した。僅か二百余字のため、僧尼の修行または貴族衆庶の除災招福に、中央、地方を問わず盛んに誦誦ある

まいは書写された。興福寺の伝灯大法師の常楼は、四〇年間毎日一〇〇巻を誦したという（『後記』弘仁五年（八一四）十月二十一日の条）。

(48) 宮中将（頼定）同車して密かに見物すⅡ実資は頼定と同車して石清水臨時祭の帰り立を見物する。それも二十一日に参籠の御下命があつた御物忌をサボタージュしての物見ゆえ密かに見物するのである。次々条にある通り、道長も同罪である。なお「史料大成」は、こ、を「宮、中将同車密見物」と訓じ、「宮、中将と同車して」と読んでいるが、これは誤りである。（源）頼定は村上源氏、為平親王の二男で、寛弘六年（一〇〇九）参議となつて「源宰相」或は「宮宰相」と呼ばれている。また、頼定の姉妹の一人、婉子女王は花山天皇女御であり、後に実資の室となつた人である。

(49) 権中納言Ⅱ藤原隆家か。この時点での権中納言としては他に、藤原齊信、源俊賢等がいる。

(50) 近江守（藤原知章）修善の調へ送るⅡ二十二日から七日間、実資のために不動息災法の修善に入っている阿闍梨たちの許へ送るのである。二十三日の条の伊予守（高階明順）、又、修善最終日の二十八日の条の淡路守（藤原能通）の場合も同断である。

- (51) 暗部屋くらべや。内裏清涼殿朝餉間の近くにあったとされる部屋で女房の局に充てられる。「栄花」に藤原道兼女尊子が一条天皇の女御となり、「くらべやの女御」と呼ばれたことが見える。正確な位置は不明だが、清涼殿内にこれに該当する部屋はないようで、後涼殿の納殿あたりであったと考えられる。
- (52) 仙華門せんかもん。平安宮内裏の紫宸殿北廂の西側の階の西にある門。明義門と南北に並存する。仙花門とも書く。「権記」長徳四年(九九八)十一月四日の条の「実成朝臣入自仙華門、候長橋」をはじめとしてこの門についての記述は多く、清涼殿への往来に際してはよく使用された門であった。
- (53) 主上渡御しぬかぎ敦康親王の直廬がある、中宮の御在所の飛香舎(藤壺)へ一条天皇のお出である。
- (54) 楽所がくしょがくそ。がくしょ。中古、宮中の桂芳坊にあつて雅楽を掌つた所。天曆二年(九四八)の創置で、大宝元年(七〇一)に設けられた令制の雅楽寮の後身にあたる。
- (55) 竹肉たけにくの興おこちくにくのきょう。管楽器を奏し、これに和して歌う音楽の興。「肉」は人の肉声をいう。
- (56) その儀例に存りぞとそのざれいにあり。「例」は、例の書物(村上御記・故殿(藤原実頼)の御日記)を指す。寛弘二年三月二十日の条及び注記(46)を参照。

- (57) 若しくは時議に従ふかしぎ「時議」は「時宜」(じぎ)の意。
- (58) 去夕きよの御馬、引き出し見せしめらるしめを「大日本古記録」は「去夕御馬引出被令見」(去夕の御馬の引出見せしめらる)、「引出」は「引出物」の略)と訓んでいるが、「去夕御馬、引出被令見」とある「史料大成」に従った。
- 後記
- 本稿は、古日記輪読会の成果の第三編で、寛弘元年(一〇〇四)(長保六年七月二十日に寛弘に改元)七月と寛弘二年(一〇〇五)正月から三月まで、小右記の記者小野宮右大臣藤原実資の四十八歳から四十九歳にかけての四カ月間の日記の訓読である。
- 寛弘元年を遡る長徳元(九九五)・二年(九九六)の二年間、及び、長徳三(九九七)・五年(九九九)(長徳四年は記事を欠いている)の、これも二年間の訓読は、これをそれぞれ「小右記訓読稿」「小右記訓読稿続編」として『高松短期大学研究紀要』の第二十四・二十五号に発表してきた。(なお、『大日本古記録』のテキストでは、長保二年(一〇〇〇)から長保五年(一〇〇三)までの四年間の記事は、これを欠いている。)

本稿は、この二編の続稿である。前二編同様、大方の御批正をお願いする次第である。

古日記輪読会が会員六名で「小右記」の訓読をはじめて既に四年有余となった。その間、上記の二編を単行本として上梓するなどのことはあった（平成八年七月一日刊・高松大学松原研究室発行）が、その訓読の作業は遅々として捗らず、その作業の遅滞に忸怩たるものがあるのだが、「小右記」に魅せられている思いもまた強く、今後とも鋭意これの訓読に努めてゆく所存である。

（一九九七・九・三十）

## The Third Volume of the Japanese Reading of “Shoyuki”

Terumi Matsubara

This is The third volume of a research product by a circle of people interested in reading ancient journals. This volume presents the Japanese reading of the part of Shoyuki that covers four months—July in the first year of Kanko (1004) (the era name was changed to Kanko in July 20<sup>th</sup>, the sixth year of Choho), and January through March in the second year of Kanko (1005). The writer, Udaijin-Minister Sanesuke Fujiwara in Ononomiya, was then at the age of forty-eight and forty-nine years old.

The second volume presented the Japanese reading of Shoyuki covering the first and second years of Chotoku (995 & 996), and the third volume covered the third and fifth years of Chotoku (997 & 999)—no journals were founded in the fourth year of Chotoku. These volumes were presented respectively in the 24<sup>th</sup> and 25<sup>th</sup> issues of the Bulletin of Takamatu Junior College as “The Japanese Reading of Shoyuki” and “The continued Japanese Reading of Shoyuki” .

(Journals covering the four years from the second through fifth years of Choho (1000-1003) are missing in the textbook, “Dai-Nihon-kokiroku”.)

This is a sequel to the former two volumes. Unreserved comments are quite welcome on this volume as the last two volumes.

(9. 30. 1997)

高松大学紀要

第 28 号

平成 9 年 12 月 18 日 印刷  
平成 9 年 12 月 25 日 発行

編集発行 高 松 大 学  
高 松 短 期 大 学  
〒761-01 高松市春日町960番地  
TEL (087) 841-3255  
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社  
高松市多賀町 1-8-10  
TEL (087) 833-5811